

# 諸外国における BEPS 最終報告書を受けた対応状況に関する調査

平成 30 年 3 月 28 日



## 目次

---

I 調査の目的 .....	4
II 利子控除制限(行動4) .....	5
<b>1. BEPS 行動 4 最終報告書のベスト・プラクティス・アプローチ</b> .....	<b>5</b>
<b>2. 米国</b> .....	<b>13</b>
(1) 制度の概要 .....	13
(2) 制度整備に際しての議論(2018年税制改正) .....	21
(3) 金融機関・金融取引等に与える影響.....	21
<b>3. 英国</b> .....	<b>22</b>
(1) 制度の概要 .....	22
(2) 制度整備に際しての議論の詳細 .....	36
(3) 金融機関に与える影響.....	37
<b>4. 我が国における制度整備への示唆</b> .....	<b>37</b>
III 所得相応性基準(行動 8-10) .....	40
<b>1. BEPS 最終報告書の概要</b> .....	<b>40</b>
<b>2. 米国</b> .....	<b>42</b>
(1) 制度の概要 .....	42
(2) 制度整備に際しての議論の詳細 .....	44
(3) 金融機関に与える影響.....	45
<b>3. 英国</b> .....	<b>45</b>
(1) 制度の概要 .....	45
(2) 制度整備に際しての議論の詳細 .....	46
(3) 金融機関に与える影響.....	46
IV タックスプランニングの義務的開示(行動 12) .....	47
<b>1. BEPS 最終報告書の概要</b> .....	<b>47</b>
<b>2. 米国</b> .....	<b>48</b>
(1) 制度の概要 .....	48

---

(2) 制度整備に際しての議論の詳細 .....	51
(3) 金融機関に与える影響.....	51
<hr/>	
3. 英国.....	51
(1) 制度の概要.....	51
(2) 制度整備に際しての議論の詳細 .....	54
(3) 金融機関に与える影響.....	54

本書は金融庁委託事業「諸外国における BEPS 最終報告書を受けた対応状況に関する調査」に係るレポートであり、2018年3月28日現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

## I 調査の目的

2015年10月、OECDは「税源侵食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトに関する最終報告書を公表しており、近年、諸外国では、各国が対応すべき「BEPS 行動計画」に含まれる各項目について、最終報告書を踏まえた法制度の整備が進められてきた。

我が国においても、既に BEPS 行動計画のうち「電子経済への発展への対応」や「外国子会社合算税制の対応」など、いくつかの項目について税制改正が行われてきた。

現在、我が国の税制当局では、BEPS 行動 4「利子控除制限」、同行動 8-10「移転価格税制と価値創造の一致」および同行動 12「タックスプランニングの義務的開示」に関して、最終報告書を踏まえた制度整備が検討されており、金融機関や金融取引についても、少なからぬ影響が想定される。

本調査の目的は、BEPS 行動 4「利子控除制限」を中心に、諸外国における制度整備の内容および制度整備が金融機関や金融取引に与える影響等について調査を行うことにより、今後の我が国の望ましい制度整備のあり方の検討するもの。

## II 利子控除制限(行動4)

### 1. BEPS 行動 4 最終報告書のベスト・プラクティス・アプローチ

#### ① 制度趣旨・目的

行動 4 最終報告書(2015 年公表)では、利子及び利子と経済的に同等の支払いを利用する税源浸食及び利益移転に対処するルールを設計するためのベスト・プラクティスに関する勧告が行われている(パラグラフ 8)。

資本と負債に係る税制上の異なる取扱いに起因して、負債による資金調達に関し、グループ間のクロスボーダー投資の場面で、国際的に営業するグループが国内でのみ営業するグループより税務上有利となることにより、潜在的な競争上の歪みを生じさせ、資本所有の中立性(capital ownership neutrality)に悪影響を与えることが指摘されている(パラグラフ 2 及び 3)。

行動 4 最終報告書では、以下のグループで BEPS リスクが生じる可能性があるとしている(エグゼクティブ・サマリー)。

- (a) 高税率国における第三者負債の水準を高くするグループ
- (b) グループの実際の第三者利子費用(third party interest expense)を超過する利子控除を生じさせるグループ・ローンを利用するグループ
- (c) 免税所得を生じさせる資金調達のために第三者借入又はグループ・ファイナンスを利用するグループ

具体的な例は示されていないものの、たとえば、(a)に関して、比較的税率の高い我が国において外国資本が企業買収を行う際、買収ビークルとして設立した国内 SPC に対して低税率国の金融機関(第三者)から調達した負債に係る支払利息を、連結納税や合併等によって買収先企業の所得と相殺するようなケース(いわゆるデット・プッシュ・ダウン)では、直接資本投資を行う場合と比べて、課税ベースが低税率国へシフトすると BEPS リスクが生じているとされる可能性があると考えられる。

#### 適用対象となる事業体

行動 4 最終報告書は、過大な利子控除の達成又は免税所得・繰延所得を生み出すための資金調達を目的とした、第三者負債、関連者負債及びグループ内負債を利用することに焦点を当てている。

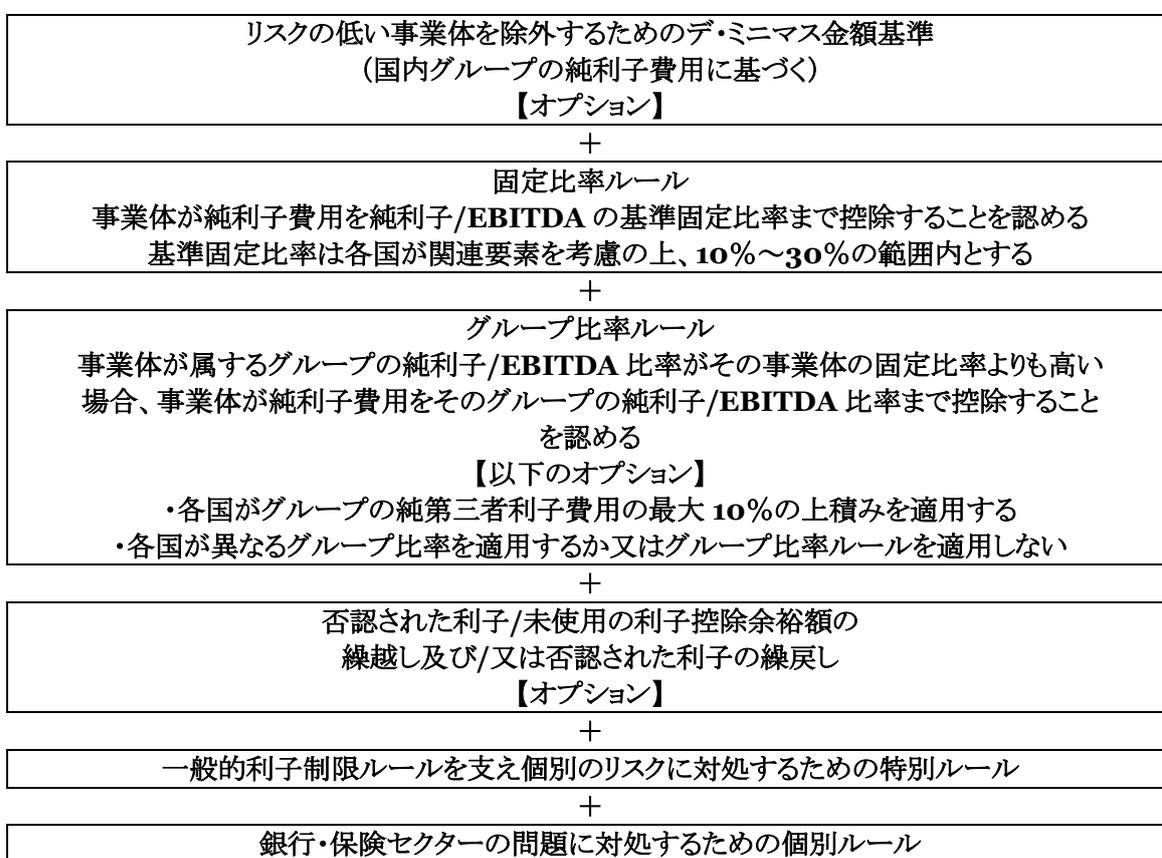
ベスト・プラクティス・アプローチの適用対象を考慮するため、事業体は、①多国籍グループに属する事業体、②国内グループに属する事業体、③グループに属さない独立した事業体に分類されている。

その上で、最低限、①多国籍グループに属する全ての事業体に対して、ベスト・プラクティス・アプローチが適用されるべきということが勧告されている。また、各国の判断により、範囲を拡げて②国内グループに属す

る事業体及び③グループに属さない独立した事業体に対しても適用対象とすることを選択できている(パラグラフ 43)。

このため、②国内グループに属する事業体への固定比率ルール適用は、各国の任意ではあるが、これを適用しない場合には、特に、バック・トゥ・バック・アレンジメントに代表されるような仕組み取引により、関連者と第三者に支払われる利子に係る BEPS リスクにさらされると指摘されている。このような場合、各国は、過少資本税制を始めとする特別ルール(targeted rules)を用いて、このような BEPS リスクに対処することを考慮すべきとしている(パラグラフ 51)。

行動 4 最終報告書が勧告するベスト・プラクティス・アプローチの概要は、以下の図のとおりである(パラグラフ 22)



## ② 利子の範囲

各国で独自に税務上の利子費用が定義されているため、全ての国の全ての税務上の利子の定義を勧告することがこの報告書の目標ではなく、BEPS のためのベスト・プラクティス・ルールの対象となるべき項目を示すものとしている(パラグラフ 33)。

利子を利用する BEPS に取り組むルールは、以下の3つの支払いに適用されるべきであるとされている。な

お、ある支払いが経済的に利子と同等であるか否かの判定に際しては、その法的形式ではなく、経済的実質に焦点を合わせるべきであるとされている。(パラグラフ 35)。

- ①全ての形式の負債に係る利子
- ②経済的に利子と同等の支払い
- ③資金調達と関連して生じる諸費用

上記①から③の例示列举として、以下の項目が挙げられている(パラグラフ 36)。

- 利益参加ローンに係る支払い
- 転換社債・ゼロクーポン債等の帰属利子(imputed interest)
- 代替的資金調達アレンジメント(イスラム金融等)における金額
- ファイナンス・リースに係る支払いに含まれる資金調達コスト部分
- 貸借対照表上の資産価額に含まれる資本化された利子(capitalised interest)又はその償却額
- 移転価格税制の下で資金のリターンを参照して算定される金額
- デリバティブ証券又は事業体の借入に関連するヘッジ取引に係る想定利子(notional interest)
- 借入及び資金調達に関連する証券に係る外国為替差損益
- 資金調達アレンジメントに係る保証料
- 資金借入に係るアレンジメント・フィー及び類似のコスト

### ③ 対象となる利子の支払先(関連者/非関連者、国外/国内)

行動 4 最終報告書のベスト・プラクティス・アプローチは、これらの BEPS リスクに効果的に対抗するためには、利子及び経済的に利子と同等の全ての支払いを対象として、その法的形式、第三者負債かグループ内負債のいずれであるか、また、貸手が国外か国内かを問わず、これら全ての状況に適用されるべきであるとされている(パラグラフ 9)。

### ④ EBITDA の範囲(税務基準/会計基準、調整項目の内容)

行動 4 最終報告書が勧告するベスト・プラクティス・アプローチは、事業体の利子控除を、税務上の数値に基づき、利子、税金、減価償却費及び償却費を控除する前の収益(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortisation、以下「EBITDA」という。)を用いて算定される利益の固定比率に制限する「固定比率ルール」を基礎としている。

しかし、異なるセクター間での必要とされるレバレッジの相違や、税務目的以外の理由で高レバレッジとなっている等の一定の状況を勘案するため、この固定比率ルールをより緩和的な「グループ比率ルール」と組み合わせることが奨励されている(パラグラフ 23、24)。

グループ比率ルールとは、事業体が属するグループの純利子/EBITDA 比率がその事業体の固定比率よりも高い場合、事業体が純利子費用をそのグループの純利子/EBITDA 比率まで控除することを認めるルールである(パラグラフ 25)。この固定比率ルールとグループ比率ルールの組み合わせによる一般的利子制限ルールは、個別のプランニング・リスクに対処するための特別ルール(targeted rules)によって補完されるべきとしている(パラグラフ 28)。

## ⑤ 固定比率ルール/グループ比率ルール

固定比率ルールとグループ比率ルールは、事業体がその経済活動の客観的尺度に基づいて利子費用の控除を制限する制度であるが、ベスト・プラクティス・アプローチの策定作業では、その尺度として収益と資産価値を検討の上、課税所得と明瞭な相関関係にあると考えられる収益を用いることが最も効果的であるとされた(パラグラフ 73 及び 74)。

また、収益の定義としては、EBITDA 又は EBIT(利子及び税金控除前の収益)の双方がオプションとなりうるとしているが、EBITDA が収益の尺度として最も一般的に使用されており、損益計算書上の現金支出を伴わないコストである固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費の 2 つを除外することにより、事業体の利子支払能力を示すといえることを指摘している。なお、免税所得(支店利益又は資本参加免税の優遇措置を受ける配当等)は、収益の計算には含めるべきではないと述べられている(パラグラフ 78)。

### 固定比率ルール

固定比率ルールの基本的前提は、事業体の利益の一部が課税所得として残るような当該事業体の利子費用控除可能限度額を設定し、具体的には、EBITDA に対する法定の基準固定比率(benchmark fixed ratio)を基準として算定し、それを超える利子費用については控除を否認すべきという点にある(パラグラフ 85)。

固定比率ルールの大きな利点は、法人の適用及び税務当局の執行が比較的容易であることにある。このことは、固定比率ルールが、会計上の数値ではなく、税務上の数値(たとえば課税所得および利子や減価償却(またはキャピタルアローワンス)ないし繰延資産償却に関する税務上の定義を用いた tax EBITDA など)を用いて構築されるべきことを示唆するとしている。また、2014 年 12 月の行動 4 ディスカッションドラフトでは tax EBITDA について以下の国々で既に使用されている有効な指標であるとされていた(2014 年 12 月 ディスカッションドラフト パラグラフ 148)。

フィンランド	税務上の所得および欠損に基づき計算された EBITD の 25%
ドイツ	tax EBITDA の 30%
ギリシャ	EBITDA の 30%
イタリア	EBITDA の 30%
ノルウェー	tax EBITDA の 30%
ポルトガル	EBITDA の 30%
スペイン	営業利益(Operating profit)に減価償却、繰延資産償却および資本投資にかかる収益を足し戻した金額の 30%

米国	調整課税所得(すなわち EBITDA に一定の控除を足し戻した金額)の 50%
----	-----------------------------------------

この点については、同一セクター内でさえ税以外の目的で異なる資金調達方法が採用されることもあるという事実が考慮されないとの指摘があるものの、ルールの執行を複雑にさせないため、一般的には全ての分野のグループに同じ固定比率を用いて固定比率ルールを適用すべきとしている(ただし、銀行・保険セクターのグループは例外とされる)(パラグラフ 86)。

繰り返しとなるが、EBITDA の計算は、ルールを適用する国の税務上のルールに基づいて算定されるべきとされている。税務上の数値を用いる利点としては、①ルールの適用及び税務調査がかなり容易であると考えられること、②税務上の数値を使用することは、EBITDA が負の値となる事業体が利子否認の結果として納税しなければならなくなるリスクを減らせるということ、③利子控除を課税対象となる収益にリンクさせることは、グループがある国の課税所得の水準を増加させずに純利子控除の限度を増加させることをより困難にすること、があげられている(パラグラフ 88)。

具体的には、事業体の EBITDA は、課税所得に、①純利子費用及び利子と同等の支払いの純支払額、並びに、②減価償却費及び償却費を加算することにより計算されるべきであるとされている。また、免税所得(例えば、免税配当所得や免税国外収益)は、事業体の EBITDA の数値には含めるべきでないとされている。そして、免税配当所得を除外することを正当化する理由は、対外投資シナリオに関連する BEPS リスクに対処するためであるとしている(パラグラフ 89)。

基準固定比率については、各国がベスト・プラクティス・レンジ、すなわち、「幅(corridor)」に収まるよう設定するよう勧告されている(パラグラフ 94)。

ベスト・プラクティスの幅を設定する際の重要な目標は、以下の 2 つを満たす基準固定比率のレンジを特定することであるとしている(パラグラフ 95)。

- ① 大部分のグループがその第三者に対する純利子費用に相当する金額を控除することを容認するもの、かつ、
- ② グループが第三者に対する純利子費用を超える額の利子を控除するためにグループ内の利子費用を利用できる範囲を制限するもの

前述の 2 つの目標の均衡をとって、純利子/EBITDA 比率に基づき固定比率ルールを適用する国は、その基準固定比率を 10%~30%の幅に収まるよう設定することを勧告している。

この点、ベスト・プラクティスにおける「幅(corridor)」に関する議論の背景として、行動 4 最終報告書では、BIAC および PwC から提供された 2009 年から 2013 年における正の EBITDA を有する上場多国籍グループの会計情報を用いて OECD が試算したところによれば、固定比率ごとの第三者に対する純利子費用の全額を控除できるグループの割合は以下ようになり、固定比率が 30%を超えると純利子費用の全額を

控除できるグループの割合が頭打ちになる傾向があるとの分析がなされている(パラグラフ 96、97)。

固定比率	第三者に対する純利子費用を 全額控除可能なグループの割合
10%	62%
20%	78%
30%	87%
40%	91%
50%	93%

### グループ比率ルール

行動 4 最終報告書では、勧告された固定比率ルールは、異なるセクターに属するグループではレバレッジ率が異なることがあるという事実、又は、セクターによる差がないとしても、単に一部のグループはレバレッジ率が高いという事実が考慮されていないとしている。したがって、固定比率ルールが単独で適用された場合、第三者に対する純利子費用/EBITDA 比率が基準固定比率を超えるグループは、第三者に対する純利子費用の全額を控除することはできなくなるとされている(パラグラフ 115、117)。

現在、多くの国では、固定比率ルールと資産ベース比率を用いるグループ比率ルールとを組み合わせることで適用していることが指摘されている。そこで、仮にある事業体の純利子費用の EBITDA に対する比率が基準固定比率を超過する場合であっても、当該事業体が所属する多国籍企業グループ全体において、グループ以外の第三者に対する純利子費用の EBITDA に対する比率が基準固定比率より高い場合には、グループ全体の比率まで利子費用の控除を認める趣旨の「グループ比率ルール」を、各国がオプションとして考慮することが勧告されている(パラグラフ 118～120)。

ただし、グループ外の関連者に利子を支払い、第三者に対する純利子費用の額をかき上げることによる BEPS リスクが生じるおそれがあるため、特定の関連者をグループの定義に含めることにより、これに対処する方法について言及している。さらに、第三者に対する純利子費用から関連者に対する利子費用を除外する一定のルールを策定する方法についても言及している。また、このようなルールを策定しないのであれば、そのような BEPS リスクに対処するための特別ルール(targeted rules)を導入すべきであるとしている(パラグラフ 127)。

グループ比率ルールの適用における第三者に対する純利子費用の EBITDA に対する比率の計算方法について、純第三者利子費用の算定方法として、以下の 3 つの方法が提示されている(パラグラフ 131～137)。

- (a) 連結財務諸表記載の収益及び費用の額を調整せずにそのまま使用する方法
- (b) 連結財務諸表記載の収益及び費用の額に、経済的に利子と同等の支払いの額を反映させる方法
- (c) 経済的に利子と同等の支払いを識別し、それらが連結財務諸表上どのように取り扱われているかを判断する方法

これらのうち、上記(a)の方法が現時点では受け入れ可能な方法とされているが、未調整の数値を使用する

ことによるリスクに対処するため、一定の調整を行うか否かについては、更なる検討が必要であるとされている(パラグラフ 138)

#### ⑥ 損金不算入限度額の算定方法と超過額、余裕額の繰越・繰戻等

オプションとして、収益のボラティリティに対処するためのルールとして、否認された利子又は未使用の利子控除余裕額(capacity)を繰り越すか、又は、否認された利子を繰り戻すことを認めることができるとされている(パラグラフ 27)。

#### ⑦ 制度適用除外基準の有無

執行コストの低減や税務当局による効率的な調査の観点から、ある事業体の BEPS リスクが十分に低い場合には、これを固定比率ルール及びグループ比率ルールの対象から除外する基準(デ・ミニマス基準)を導入できるとされている(パラグラフ 55)。

#### ⑧ 金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルール

銀行・保険セクターの特性により、固定比率ルール及びグループ比率ルールではこれらのセクターにおける BEPS リスクに効果的に対処することができないことから、そのための特別ルールが必要であるとしている(パラグラフ 29)。

銀行及び保険グループは、他の業種のグループに対する資金提供者の立場にあり、純利子費用ではなく純利子収入を有することから、利子費用の水準を制限する固定比率ルール、及びグループ比率ルールの影響を受けないとされている(パラグラフ 188)。

そのため、行動 4 最終報告書では、利子控除制限を通じて BEPS に対処する際には、銀行及び保険会社にとって金融資産及び負債が事業活動のために不可欠なものであること及び厳しい資本規制が課されていることを考慮した上で、非金融グループ(例えば、製造業グループ内の銀行・保険事業)も含めた銀行及び保険会社については、将来の金融危機のリスクを減らすための資本規制の効果を阻害しないようなベスト・プラクティス・ルールに関する作業を行うとされている(パラグラフ 190)。

その後、Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments Action 4 – 2016 Update(利子控除及びその他の金融取引の支払いによる税源浸食の制限 行動 4 に係る 2016 アップデート)(以下「2016 年アップデート」という。)が 2016 年 12 月に公表された。2016 年アップデートは、3 部構成となっており、パートⅢは 2016 年 7 月 28 日に公表されたディスカッション・ドラフトである「APPROACHES TO ADDRESS BEPS INVOLVING INTEREST IN THE BANKING AND INSURANCE SECTORS(銀行・保険セクターにおける利子に係る BEPS へのアプローチ)」に対応する内容となっている。

以下は、2016年アップデートのパートⅢの概要である。

### 銀行・保険会社に一般的な利子制限ルールを適用すること(パラグラフ 512、513)

2016年アップデートでは、銀行・保険会社における過度のレバレッジは、多くの国にとっては重大な懸念になると想定されていないため、共通のルールを策定する必要はないとしている。

### 銀行・保険会社に固定比率ルールを適用すること(パラグラフ 514～517)

行動 4 最終報告書は、銀行・保険会社は多くの場合、純利子所得を有する立場であるため固定比率ルールは適用されず、ルールの対象から除外される可能性がある」と結論付けていたが、2016年アップデートでは、銀行・保険会社が純利子費用を計上する場合も想定されるため、固定比率ルールを銀行・保険会社までを含む全セクターに一律適用するかを各国が選択するか、又は適用することが求められる場合があるとされている。

銀行・保険会社に固定比率ルールが適用される場合、固定比率ルールは事業体ごと又は国内グループ単位で適用されるため、純利子費用が基準固定比率を上回ると他の分野の事業体と同様に支払利子控除が制限される懸念がある。一方で、固定比率ルールが適用されない場合は、支払利子控除が制限されることなく、グループ内の他のセクターの事業体に対し、より効果的に固定比率ルールを適用することができる」とされている。

また、多くの銀行・保険会社において、利子収益から利子費用を控除すると、利益を計上している事業体であってもその EBITDA は低くなるか負の値になるため、銀行・保険会社に固定比率ルールを適用することで市場経済の悪化が生じることについて言及されている。銀行・保険会社が純利子費用を支払うポジションになった場合に固定比率ルールが適用されると、その控除のほぼ全額が否認されることになってしまい、銀行・保険会社が悪化した市場経済を乗り切る力を著しく阻害することになるおそれがあるなど、銀行・保険会社に固定比率ルールを適用しないことには様々な利点があるとされている。

## 2. 米国

### (1) 制度の概要

#### ① 制度趣旨・目的

米国における利子控除制限税制は、1989年に導入されたもので、アーニング・ストリップング・ルールとして知られている。この税制は、内国歳入法(Internal Revenue Code、以下「IRC」)第163条(j)に規定されている。

米国の税法規は、IRC及びこれに対応する財務省規則(Treasury Regulation)に規定されており、過大な利子費用の控除を制限する一定の規則が定められている。行動4最終報告書のベスト・プラクティス・アプローチとの比較の観点から最も重要なのは、IRC第163条(j)のアーニング・ストリップング・ルールと考えられるが、いわゆる過少資本税制と呼ばれるIRC第385条に関する新たな規制案等、他の規則も周辺制度として注意を払う必要がある。

従来アーニング・ストリップング・ルールにおいては、利子が「調整所得金額」の50%を超え、かつ、負債対資本比率が1.5:1を超える場合に、超過部分の金額について利子費用の損金算入が否認されていた。

後述のとおり、2018年税制改正においてIRC第163条(j)アーニング・ストリップング・ルールには大幅な見直しが行われており、新ルールでは、1.5:1の負債対資本比率のセーフ・ハーバーが廃止されるとともに、純支払利子につき調整後課税所得の30%を超える部分について損金算入が否認されることとされた。新ルールは2018年1月1日以降既に適用が開始されている。

また、2018年税制改正では、IRC第59A条による支払利子を含む国外関連者への特定支払額に対する追加課税としていわゆるBEAT課税が導入されており、金融機関への影響も想定される。

アーニング・ストリップング・ルール導入以前は、関連者に対する利子の支払いを通じて米国の税源が浸食されていることが懸念されていた。例えば、外国法人が米国法人を買収する際に、当該外国法人が保有する米国内の買収ビークルが外国法人から負債による資金調達をし、利子を当該外国法人に支払い、米国税務上、買収先の事業から生じる所得と相殺し、その一方で当該外国法人が軽課税国に所在する場合(あるいは当該外国法人が軽課税国に作ったファイナンス子会社を通じて米国の買収ビークルに貸付ける場合)等は、外国法人が米国法人の買収を行いやすい税制になっている等の懸念が示されていた。

このような懸念に対応するために、関連者に支払った又は発生した利子について控除制限を設ける目的で、アーニング・ストリップング・ルールが米国に導入された。

以下は、主に2018年改正前のアーニング・ストリップング・ルールについて記載している。

## ② 利子の範囲

2018年改正前のアーニング・ストリップング・ルールにおいては、利子は一般的に返済義務のある金銭債務に関して生じるものでなければならないとされているが、同条には、利子についての定義は設けられていない。

ただし、以下の利子は非適格利子<sup>1</sup>(Disqualified interest)として取り扱われる<sup>2</sup>。なお、非適格保証(Disqualified guarantee)とは、米国の課税が免除されている組織、又は外国人である関連者からの保証等、をいう<sup>3</sup>。

- ① 米国税法上課税対象とならない関連者に対して支払われる、又は発生する全ての利子
- ② 以下の場合において、非関連者に対する債務に関して当該納税者が支払う、又は発生する全ての利子
  - (i) 当該負債に対する非適格保証があり、かつ
  - (ii) 当該利子に対して米国税法上課税対象とならないもの
- ③ IRC 856 条(1)に規定する不動産投資信託の REIT 子会社により当該信託に直接又は間接に支払われる、又は生じた全ての利子

アーニング・ストリップング・ルールにおいては、IRC 163 条(j)の規定により、米国企業は、次に掲げる場合、いかなる事業年度も、非適格利子(超過利子費用を超える場合には、超過利子費用)を利子費用として控除することができないとされている。

- ① 対象事業年度に「超過利子費用」(調整所得金額に繰り越された控除限度超過額を加算した額の50%を超える部分の純利子費用額を意味する)を有する場合、かつ、
- ② 負債対資本比率が、対象事業年度内の1日でも1.5:1を超えた場合

したがって、利子の範囲については、経済的に利子と同等の支払い及び資金調達に関して生じる費用については言及されていない点で、ベスト・プラクティス・アプローチより狭いといえる。

一方、利子費用の額を総額ではなく純額とし、純利子費用を利子控除の対象となる利子としている点については、ベスト・プラクティス・アプローチと整合的であるといえる。

## ③ 対象となる利子の支払先(関連者/非関連者、国外/国内)

2018年改正前のアーニング・ストリップング・ルールにおいては、原則として関連者であるが米国国外に所在する関連者等からの保証等を受けている非関連者からの借入に係る利子は、当該計算の対象に含まれ

<sup>1</sup> 旧 IRC 163 条(j)(3)

<sup>2</sup> 旧 IRC 163 条(j)(1)(A)

<sup>3</sup> 旧 IRC 163 条(j)(6)(D)

ることから、一部非関連者へ支払う利子も対象となる。

制度の対象となる関連者は、家族関係にある関連者、50%超の株式や持分を保有する関連者、信託の委託・受託関係がある関連者、遺産執行人と遺産受益者の関係がある関連者、の4カテゴリーに大別される。

したがって、支払先による区分を設けていないベスト・プラクティス・アプローチに比べ、関連者と判定される株式又は持分割合が高いという点において、対象者の範囲が狭いといえる。

#### ④ EBITDA の範囲(税務基準/会計基準、調整項目の内容)

アーニング・ストリップング・ルールでは、IRC 163 条において、「調整所得金額」は、以下を除いた課税所得と定義されている<sup>4</sup>。

- (a) IRC Subtitle A Chapter 1 において控除される純利子費用
- (b) 172 条に基づく純営業損失控除額
- (c) 199 条に基づく国内製造業者に認められている控除
- (d) 減価償却、無形資産の償却、減耗償却に係る控除額、及び
- (e) 財務長官が規定するその他の調整項目

上記の調整を行うことで、課税所得は、純利子費用を除いたキャッシュ・フロー・ベースの EBITDA の近似値となる。

したがって、ベスト・プラクティス・アプローチとアーニング・ストリップング・ルールは、EBITDA の定義において概ね整合的である。

#### ⑤ 固定比率ルール/グループ比率ルール

2018 年改正前のアーニング・ストリップング・ルールにおいては、前述のとおり、控除できる純利子費用の額を調整所得金額の 50%とする固定比率ルールが採用されている。

ただし、1.5:1 の負債対資本比率を用いた過少資本の検証によるセーフ・ハーバー・ルールを組み合わせたものであり、結果として、納税者の状況に応じて損益計算書と貸借対照表の両側面から利子控除制限に取り組む仕組みである。

調整所得金額に対する利子控除限度額の割合という点においては、10%から 30%の範囲を推奨するベスト・プラクティス・アプローチの基準より緩やかである。また、貸借対照表の観点からも利子控除制限を検討する点において、ベスト・プラクティス・アプローチと差異が生じている。

---

<sup>4</sup> 旧 IRC 163 条(j)(6)(A)

2018 年改正前のアーニング・ストリップング・ルールでは、ベスト・プラクティス・アプローチのグループ比率ルールに類似したルールは存在しない。

#### ⑥ 損金不算入限度額の算定方法と超過額、余裕額の繰越・繰戻等

2018 年改正前のアーニング・ストリップング・ルールにおいては、純利子費用が調整所得金額の 50%を下回る場合、当該利子控除余裕額は、翌課税年度以後 3 年間にわたって繰越しが可能であるが、純利子費用が調整所得金額の 50%を上回り、利子控除否認となった純利子費用は、期限なく翌期以降に繰り越すことが可能である<sup>5</sup>。

#### ⑦ 制度適用除外基準(デ・ミニマス・ルール)の有無

ベスト・プラクティス・アプローチでは、純利子費用の金額に基づくデ・ミニマス・ルールを適用することもできるとしているところ、2018 年改正前のアーニング・ストリップング・ルールにおいては、純利子費用の金額に基づくデ・ミニマス・ルールは設けられていない。

#### ⑧ 金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルール

2018 年改正前のアーニング・ストリップング・ルールの適用上、金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルールは特設設けられていない。ただし、純利子費用の金額に基づいてルールが適用される場所、金融機関は利子の受取超過となるケースが多いものと考えられる。

#### ⑨ 制度の利用状況及び効果

2018 年改正前において、アーニング・ストリップング・ルールは、移転価格税制とは異なり、損金不算入額の計算実務が比較的明確な税制であり、規則に従った損金不算入額を最少にするために、多くの企業では米国子会社又は関連会社の資本・負債等の資金調達方法を決定する際にこの規則に配慮している。

ただし、この税制は、所得の大きさを基準として純利子費用の控除限度を制限しているところ、所得の大きさを管理することは、負債資本比率を管理することに比べて困難なことも多く、事業年度によっては、利子控除が制限されることも致し方なしとする対応や、負債資本比率を 1.5:1 以内に収めセーフ・ハーバーを利用する対応等がみられた。

#### ⑩ 2018 年税制改正後の利子控除制限税制の概要

2017 年 12 月 22 日、アーニング・ストリップング・ルールの改正を含む最終の税制改正法案(「改正法」)に

<sup>5</sup> 旧 IRC 163 条(j)(B)

大統領による署名がなされ、2017 年中に改正法が成立した。

旧 163 条(j)は、関連者負債にのみ適用されること、「adjusted taxable income」の 50% (30%ではなく)に基づく制限によること、否認された利息の無期限繰越が可能なこと等、多くの点で納税者にとってあまりに寛大な制度とみられていた。

改正法では、従来 IRC 第 163 条(j)は全面的に撤廃され、新たな IRC 第 163 条(j)が創設されており、改正後のルールは 2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から既に適用されている。

具体的には、従前の負債・資本比率 1.5:1 のセーフ・ハーバーが撤廃されたうえで、純支払利子のうち調整後課税所得の 30%を超える部分について損金不算入とされる。

### (a) 利子の範囲

2018 年改正後のアーニング・ストリップング・ルールでは、損金不算入の対象となる支払利子は、事業に関連して生じる利子(Business interest)<sup>6</sup>と規定されており、事業上の支払利子(business interest)から事業上の受取利子(business interest income)及び一定の資産購入にかかる借入利子(floor plan financing interest)<sup>7</sup>を控除した金額が純支払利子とされる。

新たな IRC 第 163 条(j)(5)によれば、事業に関連して生じる利子(Business interest)とはトレードまたは事業(Trade or business)に適切に割り当てられる負債について支払われまたは見込まれる利子をいう。

利子費用の総額ではなく純額とする点は改正前のルールと同様であり、この点ではベスト・プラクティス・ルールと整合的であるが、対象となる利子の範囲に関して、経済的に利子と同等の支払いまたは資金調達と関連して生じる諸費用についての取扱いは必ずしも明確ではない。

### (b) 対象となる利子の支払先(関連者/非関連者、国外/国内)

2018 年改正後のアーニング・ストリップング・ルールでは、従来のように支払先が国外関連者となるものに制限されていない。

この点、第三者負債であるかグループ内負債のいずれであるか、また、貸手が国外か国内かを問わず、これらの全ての状況についてルールを適用すべきとするベスト・プラクティス・アプローチに符合している。

### (c) EBITDA の範囲(税務基準/会計基準、調整項目の内容)

<sup>6</sup> 投資活動に関連して生じる利子を除く。

<sup>7</sup> 資産購入にかかる借入利子とは、以下の要件を充足する債務に係る支払利子をいう。

①自動乗用車の販売又はリースの購入資金に充てられるもの

②購入された自動乗用車そのものが当該債務の担保として供されていること

2018年改正後のアーニング・ストリップング・ルールでは、損金算入限度額は調整課税所得の30%に事業上の受取利子を加算した額となる。調整課税所得は、連邦課税所得に以下の項目を加算又は減額調整した額となり、EBITDA相当額とされている。なお、2021年12月31日以前に開始する課税年度においては、減価償却、減耗償却等を加算調整したEBITDA相当額となる。

	連邦課税所得
-/+	事業に直接関連のない所得及び費用
+/-	事業上の支払利子及び受取利子
+	繰越欠損金控除額
+	パススルー事業体からの国内適格事業所得に係る20%相当額の所得控除
+	減価償却、減耗償却等(ただし2021年以前開始の課税期間に限る)
	<hr/> 調整課税所得

たとえば、受取配当益金不算入制度の対象となるグループ内配当等についてはそもそも連邦課税所得に含まれないことから、調整課税所得の計算上除外されることになる。この点は、ベストプラクティスルールと整合的と考えられる。

#### (d) 固定比率ルール/グループ比率ルール

上述のとおり、2018年改正後のアーニング・ストリップング・ルールでは、固定比率が従来の50%から30%に引き下げられており、米国はBEPSの枠組に参加していないものの、実質的に10%から30%の範囲を推奨するベスト・プラクティス・アプローチとの整合性を意識したものと解されている。

なお、2018年改正後のアーニング・ストリップング・ルールにおいても、グループ比率ルールに類似したルールは設けられていない。

#### (e) 損金不算入限度額の算定方法と超過額、余裕額の繰越・繰戻等

2018年改正後のアーニング・ストリップング・ルールでは、3年間の繰越期限が撤廃されている。損金不算入額が生じた場合には、無期限に繰越され、将来において控除限度余裕額が発生する際にその範囲で損金算入が可能となる。

なお、改正前のアーニング・ストリップング・ルールにおいて支払利子の繰越不算入額又は控除限度余裕額がある場合の取り扱いは改正法では明示されていないため、今後の財務省規則(Treasury Regulation)等で明確化される予定である。

#### (f) 制度適用除外基準(デ・ミニマス・ルール)の有無

2018年改正後のアーニング・ストリップング・ルールにおいては、一定のデ・ミニマス・ルールが設けられており、直近過去3年間の平均総収入額が2,500万米ドル以下の小規模事業者については適用されず、選択により、不動産事業及び農業も適用対象外となるほか、一定の役務提供事業や水道、電気、ガス等の公益供給事業も適用対象外となる。

一方、パートナーシップや小規模法人(S Corporation)を含めたパススルー事業体も対象となっており、パススルー事業体レベルでの損金算入限度額の算定が要求される。

### (g) 金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルール

2018年改正後のアーニング・ストリップング・ルールにおいても、金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルールは設けられていない。

ただし、制限の対象となる利子が「事業上の利子(Business Interest)」とされているところ、金融機関の支払う利子については、貸付事業から生じる受取利子(Business interest income)と相殺されることから、金融機関に対するアーニング・ストリップング・ルールの適用は実質的に想定されていない。

## ⑪ 税源侵食濫用防止規定(Base Erosion and Anti Abuse Tax「BEAT」)課税の概要

前述のとおり、OECDによるBEPSの議論とは別の背景で、2018年税制改正によりIRC第59A条としてBEAT(Base Erosion and Anti Abuse Tax)課税制度が導入されており、2018年1月1日以降に開始する課税年度から既に適用が始まっている。税制改正プロセスの過程では、税源侵食防止規定について、下院(Excise Tax(物品税)/ECI課税)と上院(BEAT課税)によるそれぞれ独自の提案が織り込まれていたものの、署名された改正法では上院法案によるBEAT課税が採用された。

適用対象となる法人は投資会(RIC)や不動産投資信託(REIT)または小規模法人(S Corporation)以外の法人のうち、過去三年間の平均年間総収入が5億ドルを超え、かつ、税源侵食割合(Base Erosion Percentage)が3%以上<sup>8</sup>(銀行業等の場合は2%以上)となる法人とされている。税源侵食割合は次のように計算される。

$$\text{税源侵食割合} = \frac{\text{当該年度の税源侵食的支払の総額}}{\text{当該年度の損金控除総額}}$$

また、BEAT課税の計算に必要な情報の開示義務も新たに設けられており、開示漏れによる罰則が通常の1万米ドルから2.5万米ドルに増額されている。

### (a) 対象となる利子の支払先

<sup>8</sup> 上院法案の4%よりも厳格化されている。

アーニング・ストリップング・ルールと異なり、BEAT 課税の対象となる税源浸食的支払は国外の関連者への支払いに限られる。関連者とは、法人の 25%以上の持分(議決権または時価)を有する株主(25%株主)、25%株主と 50%超の持分関係で繋がる関連者、および、当該法人と 50%超の持分関係で繋がる関連者をいう。

### (b) 税源浸食的支払(Base Erosion Payment)の範囲

税源浸食的支払とは、国外の関連者への支払いで、総所得(gross income)から控除(deduction)可能なもの(償却資産の取得に係る支払や支払利子を含む)をいう。売上原価、すなわち、総所得からの控除ではなく総所得の計算上総収入(gross revenue)から減額(reduction)される支払は原則として対象外とされる。

### (c) BEAT 税額の算定方法

次の①が②を超える場合、法人はその超過額を追加の租税負担として申告する必要がある。

- ① 調整後課税所得(通常の課税所得に税源浸食的支払を加算した額)の 5%または 10%<sup>9</sup>
- ② 通常の法人税額(R&D 税額控除など一定の税額控除適用前の額)<sup>10</sup>

### (d) 金融機関に対する BEAT の適用

金融機関については、IRC 第 59A 条(b)(3)の規定により、通常より 1%高い BEAT 税率(6%、11%、13.5%)が適用される。これは、米国の金融機関で構成する業界団体が一定のデリバティブ取引の支払に関する除外規定<sup>11</sup>を設けることとの交換条件として受容したものと解されている。

デリバティブ取引の支払に関する除外規定が措置されたことにより、IRC 第 59A 条(e)(1)(C)において通常より 1%厳しい税源浸食割合の閾値が設定されているものの、米国の金融機関については税源浸食割合が当該閾値を超えず BEAT 課税の対象とならない可能性が高いものと想定されている。

なお、米国外の金融機関が子会社形態で米国へ投資を行う場合には税負担が想定され、支店形態で投資を行う場合にも影響が懸念される。ただし、BEAT 税制は導入されて間もないことから、実務上の論点や政策の効果については現時点では明らかではない。

## ⑫ 2018 年税制改正の効果予測

Excerpt of revenue estimate prepared by Congressional Budget Office において、2018 年から 2027 年

<sup>9</sup> 適用税率は 2018 年に開始する課税年度は 5%、2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度から 12.5% (銀行業または証券ディーラーを含む関連グループのメンバーにおいては適用税率が 1% 上乘せられ、それぞれ 6%、13.5%)

<sup>10</sup> 2026 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度では、あらゆる税額控除適用後の法人税額

<sup>11</sup> IRC 第 59A 条(h)

までの間の新 163 条(j) (アーニング・ストリップング・ルール)による効果は、2,534 億ドルの税収増、BEAT 課税については 1,496 億ドルの税収増が見込まれている。

## (2) 制度整備に際しての議論(2018 年税制改正)

### ① 既存の利子控除制限税制に代えて新制度を導入するに至った経緯

BEAT 課税は、いわゆるトランプ税制の一環として、米国の支払者が国外の関連者に対して支払った利子について米国の支払者において損金算入される限り、追加の課税を行うことを意図して導入された。導入の意図は、外国の低税率を利用した米国外への利益移転に歯止めをかけるためと解されているが、OECD による BEPS の議論で推奨されたものではなく、あくまで米国内において政策的な必要性から検討されたものと解されている。

## (3) 金融機関に与える影響

新 163 条(j) (アーニング・ストリップング・ルール)については、事業上の支払利子(business interest)から事業上の受取利子(business interest income)を控除することになるため、金融機関が影響を受ける可能性は低いと考えられる。また、保険会社については、通常多額の利子費用を計上しないため、この制度の対象となる可能性は低いと考えられる。

BEAT 課税については、2017 年 12 月に国際銀行による業界団体(Institute of International Bankers)は、次の事項が修正されない限り、下院に対して上院による BEAT 法案は米国の企業と納税者がローンを調達することを困難にし、ローン調達のコストも上昇させるとして陳述書を提出したものの、陳述は却下されている。

- ① 国際的な銀行とその米国子会社による利子を対象から除外すること
- ② 支払者において既に米国所得税を課税された支払いを除外すること

上述のとおり、デリバティブ取引に関する除外規定が措置されたことにより、少なくとも米国本店の金融機関は BEAT 課税の対象とならず、米国本店の金融機関への影響は乏しいものと考えられている。

### 3. 英国

#### (1) 制度の概要

##### ① 制度趣旨・目的

英国においては、2017 年度財政法案に新利子控除税制が規定されており、TIOPA 2010 に新たにパート 10 (以下「新パート 10」という。)として追加された。

新利子控除税制の目的は、グループの第三者からの借入能力を考慮の上、英国で課税された活動に対応する利子費用及びその他の資金調達費用について、グループとしての控除額に制限を加えることにある<sup>12</sup>。

新利子控除税制の適用対象となるのは、企業が法人税法上控除する純利子費用及びその他の利子費用であり、2017 年 4 月 1 日以降に発生する利子費用に適用される。しかし、新利子控除税制は、移転価格税制の一部として英国で既に導入されている過少資本税制に置き換わるものではなく、過少資本税制は引続き有効である。また、新利子控除税制の導入に伴い、ワールドワイド・デット・キャップ・ルール(WWDC)は廃止されるものの、後述のとおり、固定比率ルール及びグループ比率ルールの適用上、それぞれにデット・キャップとして一定の類似規定が残されている。

したがって、ある事業体において、純利子費用が税務 EBITDA の 30%以内の場合でも、当該純利子費用が税務上控除されるためには、過少資本税制において、当該純利子費用が独立企業間利子費用額であることのみならず、デット・キャップ・ルールも満たす必要があるということになる。

新利子控除税制には、主として以下の内容が含まれる。

- (a) 英国法人税法上、控除できる純利子費用額を、グループの英国における法人税上の EBITDA (Tax-EBITDA) の 30%に制限する固定比率ルール<sup>13</sup>が設けられる。当該ルールは、さらに、控除できる利子費用の額をグループ全体の純利子費用の額に制限する固定比率デット・キャップ・ルールの対象とされる。
- (b) グループ全体による外部に対する純利子費用額のグループ EBITDA (Group-EBITDA) に対する比率を固定比率の代替比率として使用できるグループ比率ルール<sup>14</sup>が設けられる。当該ルールもグループ比率デット・キャップ・ルールの対象とされる。
- (c) 英国法人税法上の純利子費用額が 200 万ポンド以下のグループは新利子控除税制の適用対象とならないとされる、いわゆるデ・ミニマス・ルールが導入される<sup>15</sup>。
- (d) 控除限度超過額は無期限で繰り越すことができ、翌期以降に控除余裕額が生じた場合に利子として

<sup>12</sup> CFM95110 Interest restriction: Overview: Introduction

<sup>13</sup> TIOPA 2010 新パート 10 セクション 397

<sup>14</sup> TIOPA 2010 新パート 10 セクション 398

<sup>15</sup> TIOPA 2010 新パート 10 セクション 392

控除することができる。また、一定期間内に使用されなかった利子控除余裕額は、5年間にわたって繰越しが認められるものの、繰戻しについての規定は存在しない<sup>16</sup>

## ② 利子の範囲

新利子控除税制において、「税務上の利子費用額(tax-interest expense amount)」という概念が導入され、ベスト・プラクティス・アプローチと整合するように、全ての形式の負債に係る利子、経済的に利子と同等の支払い、及び資金調達に関して生じる費用が含まれるものと定義されている<sup>17</sup>。当該税務上の利子費用額には、主に(a)loan relationshipに係る支払い、(b)デリバティブ契約に係る支払いおよび(c)内在ファイナンスコストが含まれるものとされ<sup>18</sup>、その内容は以下の通りである。なお、対象となるのは、グループにおける集計期間(period of account)内の利子であるため、集計期間と事業年度が異なる法人がグループに含まれる場合、期間対応に関する調整が必要な場合がある<sup>19</sup>。

### (a) loan relationship <sup>20</sup>に係る支払い

為替差損益や減損損失は除外されている<sup>21</sup>。また、公正価値会計を採用している場合、価額の変動については原則として利子に含まれることとされるが、当該会計方針にかかわらず、償却原価法により利子を計算することを選択することが認められている<sup>22</sup>。

### (b) デリバティブ契約に係る支払い<sup>23</sup>

企業の資金調達活動において重要な役割を果たすような特定の参照項目(underlying subject matters)に関するデリバティブ契約のみが対象とされる。具体的な参照項目としては、金利、収入又は小売価格を参照して決定される指標、通貨、法人負債(corporate debt)が挙げられている。

為替差損益や減損は除外されている。また、通常取引から生じるリスクをヘッジする目的や、グループレベルでローンやエクイティといった資本構成とは無関係の理由で行われたデリバティブ取引も除外される。

### (c) 内在ファイナンスコスト<sup>24</sup>

<sup>16</sup> TIOPA 2010 新パート 10 セクション 395

<sup>17</sup> HMRC「Tax deductibility of corporate interest expense: consultation on detailed policy design and implementation (法人の支払利子による税額控除: 政策立案と実行に向けた協議)」パラグラフ 5.18 (HMRC, 2016 年)

<sup>18</sup> CFM95610 Interest restriction: Tax-interest: Tax-interest expense and income amounts TIOPA10/S382 and TIOPA10/S385

<sup>19</sup> CFM95620 Interest restriction: Tax-interest: Disregarded periods

<sup>20</sup> 金銭債権に関する債権者又は債務者としてのポジションを有し、かつ、当該債権が金銭の貸付から生じたものである場合、loan relationshipを有するとされる。

<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/corporate-finance-manual/cfm31010>

<sup>21</sup> CFM95630 Interest restriction: Tax-interest: Relevant loan relationship amounts

<sup>22</sup> CFM95640 Interest restriction: Tax-interest: Loan relationship fair value accounting

<sup>23</sup> CFM95650 Interest restriction: Tax-interest: Relevant derivative contract amounts TIOPA10/S384 and TIOPA10/S387

<sup>24</sup> CFM95660 Interest restriction: Tax-interest: Implicit financing costs TIOPA10/S382 and TIOPA10/S385

ファイナンス・リース契約、債権買取契約、金融負債に起因して行われるサービス値引契約などが該当する。

税務上の利子費用の額は、法人税の計算上考慮される金額をもって測定される。

以上より、ベストプラクティス・アプローチと新利子控除税制は、利子の範囲について整合的であるといえる。

また、新利子控除税制においては、利子費用の額は、総額ではなく純利子費用から純利子収益を控除した純額とし、純利子費用が英国法人税上控除可能な利子とされている。したがって、ベスト・プラクティス・アプローチと新利子控除税制は、利子費用の額を総額ではなく純額とする点で整合的であるといえる。

### ③ 対象となる利子の支払先(関連者/非関連者、国外/国内)

新利子控除税制は、利子費用の過度な損金算入に制限を設けることを目的としており、税務上の利子費用額は、その定義から単に法的性質が利子であるものだけでなく、資金調達によって生じた経済的に同等な支払も含まれるものとされ、その支払先は国内・国外、又は関連者・非関連者を問わないものと解されている。

したがって、ベスト・プラクティス・アプローチと新利子控除税制は、対象となる利子の支払先について整合的であるといえる。

### ④ EBITDA の範囲(税務基準/会計基準、調整項目の内容)

新利子控除税制においては、固定比率ルール<sup>25</sup>の適用上用いられる「税務上の EBITDA(tax-EBITDA)」という概念が導入されている。税務上の EBITDA は、対象事業年度に計上された英国法人税上の課税所得に、一定の調整を加えて算定される。具体的には税務上の利子収入及び利子費用、資金的支出、無形資産に係る一定の支払額、損失、グループ・レリーフ及び適格所得控除を加減算して算定されることとなる<sup>25</sup>。また、各企業の税務上の EBITDA(および税務上の EBITDA 総額)は、課税利益を基に算定されるため、免税配当は除外して計算される一方で、後述するグループ比率ルールにおけるグループ比率の算定に用いられるグループ全体の EBITDA では、配当(課税・免税を問わない)は除外されない。この点について、ベスト・プラクティス・アプローチでは、(固定比率ルールおよびグループ比率ルールの両方に共通する税務上の EBITDA および税務上の EBITDA 総額の算定において、免税配当所得を除くことについて言及しているものであり、)、グループ全体の EBITDA の算定において、利子、税金、減価償却費及び償却費を控除する前の収益をスタートとすることを基本として、配当収入を除外するかどうかは今後の検討課題となっていることを踏まえても、英国の新利子控除税制が配当を除外する規定となっていないことが必ずしもベスト・プラクティス・アプローチと整合的でないということではないと考えられる。

グループに属する各企業の税務上の EBITDA を合計した額を、税務上の EBITDA 総額(aggregate tax-

<sup>25</sup> TIOPA 2010 新パート 10、6 章

EBITDA)として新利子控除税制における固定比率ルール<sup>26</sup>の計算上使用することとなる<sup>26</sup>。なお、各企業の税務上の EBITDA は、負の数値となることがあるが、グループの EBITDA (aggregate tax-EBITDA)の総額が負の値となる場合には、税務上の EBITDA はゼロとされる。

一方、グループ比率ルールにおけるグループ比率の算定に用いられるグループ全体の EBITDA (group-EBITDA)は、税務上の EBITDA ではなく、グループの財務諸表を基礎として算定される EBITDA である<sup>27</sup>。

したがって、ベスト・プラクティス・アプローチとアーニング・ストリップング・ルールは、EBITDA の定義において概ね整合的である。

## ⑤ 固定比率ルール/グループ比率ルール

### 固定比率ルール

新利子控除税制において、固定比率ルールを適用した場合の利子控除限度額は、次のいずれか低い金額と規定されている<sup>28</sup>。

(a)対象事業年度の英国におけるグループの税務上の EBITDA 総額(aggregate tax-EBITDA)の 30%

(b)固定比率デット・キャップ(fixed ratio debt cap)として算定される対象事業年度のグループ全体の調整された外部純利子費用の額(adjusted net group-interest expense of the group、「ANGIE」)<sup>29</sup>

したがって、新利子控除税制における固定比率ルールは、(a)に加え(b)のデット・キャップが設けられている点で、ベスト・プラクティス・ルールと異なっている。

### グループ比率ルール

新利子控除税制においては、グループ全体の適格純利子費用(Qualifying net group-interest expense、「QNGIE」)の、グループ全体の EBITDA (Group-EBITDA)に対する割合としてグループ比率を算定し、それに対して税務上の EBITDA を乗じることにより、グループ比率ルールにおける英国グループの利子控除限度額を算定している。

ここで用いるグループ全体の EBITDA (Group-EBITDA)は、税務上の EBITDA ではなく、グループの財務諸表に基づき算定される EBITDA である<sup>30</sup>。

<sup>26</sup> CFM95710 Interest restriction: Tax-EBITDA: Overview TIOPA10/PART10/CH6

<sup>27</sup> CFM95240 Interest restriction: Core rules: The group ratio method、CFM96410 Interest restriction: Group EBITDA: Definition of Group-EBITDA

<sup>28</sup> TIOPA 2010 新パート 10 セクション 397

<sup>29</sup> 固定比率ルールにおける修正デット・キャップ。なお、「qualifying net group-interest expense」は、「adjusted net group interest expense」から、関連者間の負債、利益連動型証券、及び長期又は永久負債に係る支払利子を控除した金額である(TIOPA 2010 新パート 10 セクション 414)。

<sup>30</sup> CFM95240 Interest restriction: Core rules: The group ratio method 及び CFM96410 Interest restriction: Group EBITDA: Definition of Group-EBITDA

適格純グループ利子費用 (Qualifying net group-interest expense、「QNGIE」)は、それぞれ以下に概説する、連結財務諸表を基に算定される純グループ利子費用 (Net group-interest expense)を起点として、一定の調整を加えた調整純グループ利子費用 (Adjusted net group-interest expense)を算定後、当該調整純グループ利子費用から一定の金額を除外する方法により算定される<sup>31</sup>。

- 純グループ利子費用 (Net group-interest expense)  
全世界ベースのグループ財務書類の損益項目として計上されている利息及びその他の金融項目の合計額。この金額は、グループ全体の EBITDA の計算において、税引前利益に足し戻される。
- 調整純グループ利子費用 (Adjusted net group-interest expense、「ANGIE」)  
純グループ利子費用に、よりグループの利息をより正確に測定するための一定の調整を行った金額。なお、この金額が固定比率ルールにおけるデット・キャップの最大値として使用される。
- 適格純グループ利子費用 (Qualifying net group-interest expense、「QNGIE」)  
調整純グループ純利子費用から一定の金額を除外した金額。この金額がグループ比率算定時の分子の金額として使用され、また、グループ比率デット・キャップの限度額とされる。

関連者に対する負債に係る利子費用については、適格純グループ利子費用として含めるべき金額に制限が設けられている<sup>32</sup>。

通常、以下のいずれかの条件に該当する場合、関連者として取り扱われる<sup>33</sup>。

- **The consolidated condition**  
連結会計上のグループ会社である場合等
- **The participation condition**  
直接又は間接的に他の者の経営、支配又は資本に参加している場合等
- **The 25% investment condition**  
いずれかの日において、他の者の 25%投資<sup>34</sup>を有している、又は、同一の者に 25%投資を保有されている場合等

なお、TIOPA10/S470 においては、関連者間のローンであったとしても、関連者であるという事情とは無関係にされたものとして一定の条件を満たす場合には、関連者に対する負債として取り扱わない例外措置が

<sup>31</sup> CFM95905 Interest restriction: Group-Interest: Overview TIOPA10/S410-S415

<sup>32</sup> CFM96210 Interest restriction: Related parties: Overview TIOPA10/S462-472

<sup>33</sup> CFM96220 Interest restriction: Related parties: General rule

<sup>34</sup> 議決権の 25%以上を保有する場合等一定の場合をいう。

CFM96230 Interest restriction: Related parties: Meaning of 25% investment TIOPA10/S464

設けられている<sup>35</sup>。

具体的には、以下のいずれの条件も満たす場合に、関連者として取り扱われないこととなる。

- a  いずれかの時において、ある者(“債権者”)は債権者として loan relationship の当事者であり、当該 loan relationship における債務者(“債務者”)はいずれかの状況の結果として債権者の関連者であること。
- b  当該 loan relationship は、直接的または間接的に、関連者とされるいずれかの状況が存在することにより、結果としてもしくはその状況と関連して債権者が当事者となるものではないこと。

なお、TIOPA10/S470 では、以下のような例示が挙げられている。

(例)

A 社は投資事業を通じて Z 社に対する持分の 30%を取得する結果、25%投資要件を充足するため、A 社と Z 社は関連当事者となる。Z 社は、事業を拡大のために追加の資金が必要なため、貸付業務を行う A 社と同じグループに属する B 社から融資を受けて資金を調達する必要があるとする。セクション 470 の規定がない場合、A 社が保有する権利は B 社に帰属するため、当該ローンは関連当事者間で行われたものとして取り扱われることになる。しかしながら、投資業務は貸出業務から独立して行われるものであり(かつ既存の関係を知らずにローンの貸出しが行われているため)、当該貸付金は関連当事者間でなされたものではないものとして取り扱われる。

上記の通り、英国の制度では、グループ比率の算定上使用する EBITDA 及び純利子費用は、会計上の数値を基に算定することが原則とされている。ただし、これらの数値については、選択により、それぞれ Group-EBITDA (chargeable gains) election 及び Interest allowance (alternative calculation) election として、より英国税務上の数値に近い数値を用いることが認められている<sup>36</sup>。

固定比率ルール同様、デット・キャップ・ルールが適用され、利子控除限度額は、①グループ比率ルールに基づいて計算された金額と、②グループ比率デット・キャップ(適格純グループ利子費用)のいずれか低い金額とされる。

したがって、新利子控除税制におけるグループ比率ルールは、①に加え②のデット・キャップが設けられている点で、ベスト・プラクティス・ルールと異なっている。

## ⑥ 損金不算入限度額の算定方法と超過額、余裕額の繰越・繰戻等

通常、グループ単位で生じた控除限度超過額は、レポーティングカンパニーが当該超過額を英国の各グル

<sup>35</sup> CFM96320 Interest restriction: Related parties: Ordinary independent financing arrangements by banks and others TIOPA10/S470

<sup>36</sup> CFM96610 Interest restriction: Alternative calculations: Overview

ープ法人に割り当てることになる<sup>37</sup>。

繰越については、以下の 3 種類の形態が存在する。控除限度超過額の繰越については各法人単位、その他の 2 つの規定については全世界ベースのグループ単位で適用される<sup>38</sup>。

- 控除限度超過額の繰越  
当該超過額が帰属する各法人レベルで無期限に繰り越しが可能である。また、その法人が他のグループのメンバーになった場合でも使用可能である。
- 控除余裕枠の繰越  
グループに帰属する控除余裕枠については、5 年間の繰越が可能であり、当該グループのメンバーに限り使用が可能となる。次年度以降の控除可能額を増加させることが可能である。
- デット・キャップの繰越  
グループのその期間の控除可能額について、固定比率又はグループ比率により制限が行われる場合がある一方で、次年度以降に固定比率又はグループ比率におけるデット・キャップが制限要素となる場合がある。このような場合のために、デット・キャップの枠 (excess debt cap) を次年度に繰り越すことが認められている。

利子控除余裕枠およびデット・キャップの枠は特定の法人ではなく、グループ全体に帰属する。グループの属性は究極親会社により決定されるため、グループ内法人の構成が変わったとしても、究極親会社の変更されない限りにおいては、グループの属性は維持されるため、グループ構成の変更により控除余裕枠が消失することはない。しかしながら、グループの買収があった場合には、控除余裕枠およびデット・キャップの枠は消失することとなり、さらに、再編取引により新設法人が複数のグループの究極親会社となるようなケースでは、双方のグループの控除余裕枠およびデット・キャップの枠が消失することとなる。

## ⑦ 制度適用除外基準の有無

### デ・ミニマス・ルール

新利子控除税制は、原則としてすべての企業に適用されるものの、グループの純利子費用の額が 200 万ポンド未満である場合には、適用除外となるデ・ミニマス・ルールを設けている<sup>39</sup>。

公益プロジェクト免除規定が新利子控除税制に導入されており、適格プロジェクトは、利子控除制限の適用対象とならない<sup>40</sup>。

ベスト・プラクティス・アプローチのデ・ミニマス・ルールは、BEPS リスクの低い事業体を利子控除制限の対象

<sup>37</sup> CFM95220 Interest restriction: Core rules: Interest capacity, allowances and disallowances

<sup>38</sup> CFM98210 Interest restriction: Carry forward rules: Introduction TIOPA/S378-S380 and S392-S395

<sup>39</sup> CFM95210 Interest restriction: Core rules: Summary of the Rules - the company and the group

<sup>40</sup> TIOPA 10 /PART10/CH8

外とする目的で適用することが可能であるとしている。

以上より、新利子控除税制は、ベスト・プラクティス・アプローチで導入することが可能とされているデ・ミニマス・ルールと整合的であるといえる。

## ⑧ 金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルール

銀行や保険グループについても、他のグループと同様に新利子控除制限の対象とされる。しかし、予期せぬ結果を生じさせることなく、想定された枠組みで運用されることを担保するために、いくつかの主要なルールに調整が加えられる。これらの調整は銀行及び保険会社について個別に存在する。

新利子控除制限ルールにおいては、銀行及び保険会社を制限規定の対象としつつ、利子費用の定義を各セクターに適したものに調整することによって、OECD の勧告に対応している。当該調整は、これらのセクターの特徴に沿った形でルールが機能しつつ、多くの銀行及び保険グループにおけるコンプライアンス負担の増加を抑制することを目的としている。

### (a) シンプルなケース

英国において銀行業や保険業を営んでいる、又はそれらのサポートをしている団体のみで構成されるグループのほとんどは、一定の-margin分について利子の受取超過のポジションになることが想定される。一時的に税務上の利子費用について支払超過のポジションになる場合であっても、過去 5 年間の利子控除余裕額を繰り越すことが可能であるため、支払利子に関する制限が生じないケースが想定される。そのようなグループについては、詳細な計算を行わずとも新利子控除制限ルール制限を受けることがないと、十分な確度を持って証明することができる状態にあると予想される。

このような場合、5 年間の定期的なサイクルにわたって、明確に税務上受取利子超過のポジションにあるグループが申告上行うべき手当は、以下の 2 点でよいこととされている。

- 集計期間(Period of account)<sup>41</sup>及びそのグループのメンバーである旨を証明すること
- 当期の税務上の利子のポジションに関する合理的な見積りを行うこと

報告会社<sup>42</sup>がグループ又は HMRC によって選定されている場合、その期間が利子控除制限対象外であることを確認する簡易な申告書 (abbreviated return) の提出が可能となる。

銀行グループが控除余裕額の繰越を必要とする場合 (例えば、その後の期間に税務上の利子が支払超過

<sup>41</sup> 連結最終親会社がグループ財務諸表を作成しているかどうか等の基準により、対象とすべき集計期間を判定する。

CFM95400 Interest restriction: Groups, periods and financial statements: Period of account

<sup>42</sup> グループの中から 1 社を選択することが可能

CFM98470 Interest restriction: Administration: Reporting requirements: Appointment of a reporting company by group

のポジションになる場合)は、それ以前の期間について完全な申告書を提出する必要がある。数値の合理的な見積りについては、慎重な基準 (prudent basis) により作成されたものであれば足りるとされている。

なお、グループが簡易な申告書を提出している限り、集計期間終了後 5 年以内に完全な申告書が受理された場合、当該完全な申告書は有効なものとして取り扱われる

## **(b) その他のケース**

一方、例えば銀行や保険グループの英国持株会社が英国以外での活動に資金を提供するために借入を行った場合、又は、グループ会社が銀行や保険事業に関連しない活動を行う場合、ポジションが明確にならない可能性がある。非金融事業と規制された銀行又は保険会社とが合わさった「混合」グループの場合、そのポジションは、そのグループの他の活動に対する英国での銀行業務又は保険事業の相対的に占める割合によって算定されることとなる。

このような場合、当該グループは、税務上の利子収入の金額が税務上の利子費用を上回るかを判断するための概括的なレビューを行う必要が生じる。税務上の利子収入が税務上の利子費用をある程度上回っている場合、原則的に詳細な計算は不要となる。しかし、税務上の利子費用が税務上の利子収入を上回る場合や、これらの額が近似する場合は、これらの金額をより正確に計算するために追加の作業が必要になる可能性がある。

## **(c) 銀行及び銀行グループへの適用**

銀行の中核事業は、預金及び短期借入金によって調達した資金の貸出しにある。このビジネスモデルにおいては、英国の銀行グループが受取利子超過の状態となることが想定される。

しかし、銀行にとって、利子収入と貸付に伴い請求する他の手数料とでは業務上ほとんど差がない場合がある。例えば、銀行は高金利のみの商品と、低金利と初期手数料を組み合わせた商品のどちらも提供することも可能である。貸出の直接的な対価であることを考慮した場合、銀行業においてはこれらの手数料も利子収入と同等であるという主張も可能である。

銀行は貸出を取り扱うだけでなくあらゆる金融商品を取り扱っており、金銭の貸出しと他の種類の金融商品取引との間に明確な区分を設けていない。それぞれの場合において、銀行は、大抵リターンを残しつつ商品の市場リスクを最小限に抑えることを目指している。これは、利子が全利益の 1 つの要素であるに過ぎない投資銀行業務の場合に特に当てはまることになる。

しかし、広範な金融商品取引については、依然として多額の借入によって裏付けされている場合がある。この場合、税務上の利子費用・収益に関する定義により、ある種類の金融商品を保有することが他の種類のものを保有する場合に比して、税制上有利な状況となってしまう、相当量のリテール及び貸出業務を行う英

国の銀行と、それらを行わない銀行との間で、活動の場が不平等なものとなってしまう、英国の銀行市場に歪みをもたらすリスクがある。

したがって、銀行についてはトレーディング活動の一環として取り扱っている幅広い金融商品を反映させるため、固定比率ルール及びグループ比率ルールにおける税務上の利子費用・収益の定義が拡大される。

#### **(d) 銀行の税務上の利子費用に関する修正**

銀行および証券会社は、事業の一環として、借入または預金によって調達した資金を貸し出し、また様々な金融商品取引を行うことで利益を稼得し、通常、純利子所得ポジションにあると考えられる。また、新利子控除税制に服する取引（すなわち、ローンおよびデリバティブ取引に関する債権債務）の利子の要素は、通常その他の取引報酬とまとめてトレーディング収入として計上されることから、勘定科目上取引報酬とは明確に区別されていない。そのため、新利子控除税制上、特段の配慮がない場合には、通常、純利子所得ポジションにあるにもかかわらず、新利子控除税制に従った利子要素を決定するために、トレーディング収入の中から利子を分離するという事務作業が必要となり、過度な事務負担が発生することが懸念されていた。

それゆえ、英国はセクション 450 の下で銀行に特有の規定を導入している。セクション 450 において、銀行は、預金の受入れ、代理人としての投資、プリンシパルとしての投資、投資案件のアレンジメント、投資の保護および管理、規制された担保契約の締結などの規制行為を行う、英国の FCA / PRA 規制事業体として広く定義されているおり、その定義には、通常のリテール銀行、投資銀行、証券ブローカーが含まれる。

S450 において、銀行に関する税務上の利子費用・収益は、loan relationship やデリバティブ契約に関する金額だけでなく、loan relationship、デリバティブ、株式及びその他の証券の取引に関するすべての金額を含むものとされる。

この取扱いの適用上、金融商品に関する取引は銀行による取引の一部でなければならない、また、その対象となる利子費用・収益はその取引に直接関連していなければならない。これには、その商品から生じる利子、配当金及びその手数料を含む、当該商品に関するすべての利益及び損失が含まれる。

例えば、銀行が顧客にモーゲージを提供する場合、利子と手数料の両方を請求することがある。これらの金額はいずれも、税務上の利子として認識され、取引から直接発生したものとして取り扱われるべきである。一方、人件費などの会社の一般的な営業費用と純粋な助言手数料収入との関係については、S450 の対象となる金融商品取引として密接な関係があるとするには不十分であることから、当該利子の範囲には、金融商品取引に十分に密接に関連していない人件費やアドバイザー報酬などの一般的な営業費用は含まれない。したがって、新利子控除税制は、銀行の純利子収益/費用のポジションを決定する際の事務負担を軽減するものである。

減損損失については、税務上の利子費用に関する一般的な定義と同様、利子収入の減少ではなく元本の毀損として取り扱うべきであるという見解を反映した除外規定が存在する。しかし、一般的な利子の定義に

おける除外規定(前述の為替差損益、リスクヘッジ目的でのデリバティブ契約等)は適用されない(すなわち、銀行の場合は為替差損益等が利子の範囲に含まれる。)

HMRC は、ほとんどの場合、詳細な計算を行うことは不要と考えている。また、グループが完全な又は簡易な申告書を提出するかどうかにかかわらず、数字の合理的な見積りは、慎重な基準 (prudent basis) により作成されたものであれば足りる。

なお、ここでいう銀行については、CTA10/S269B<sup>43</sup>に定義されている。

### (e) 保険会社及び保険グループ

保険ビジネスは、リスクを引き受け、顧客からの請求に対し保険金を支払うため、保険料の徴収することを主たる目的としている。保険会社は、保険金の支払いについて十分な流動性を確保するための収益を得ることを目的に、その保険料をしばしば安定収益を生み出す資産である長期債への投資に回している。したがって、利子収入の発生は、保険会社の事業の重要な部分を構成することになる。保険会社による投資のほとんどは、負債ではなく保険料を原資としたものであることから、保険会社は税務上の純利子収入が多額になることが想定される。

### (f) 公正価値会計の対象となるローン債権

長期債への多額の投資を考慮した場合、公正価値会計の結果、純利子収入又は純利子費用の金額に大きなボラティリティが生じる可能性がある。このボラティリティが純利子収入又は純利子費用に反映された場合、長期的に受取利子超過のポジションにあることが明らかなグループに対しても、不必要なコンプライアンス負担が生じる可能性がある。

これらのグループは、毎期の税務上の利子に関するポジションを把握し、控除余裕額を繰り越すための詳細な計算を行う必要が生じる可能性がある。また、コンプライアンスの負担を増すだけでなく、税務上のポジションが不透明になる可能性が生じる。これらの意図しない副次的なリスクを軽減するために、企業は、公正価値会計が適用されている場合であっても、償却原価法計算を適用する旨の不可逆的選択を行うことが認められている。

保険会社が保有するローン債権に償却原価法を実務上適用できるようにするため、S456(8)(a)においては、各期間に発生した利子額を認識しさえすればよいように規定されている。通常、ディスカウント、プレミアムその他の関連取引は、発生した利子の測定から除外されるため、事実上、保険会社は定期的な金額のみを考慮すればよいことになる。

保険会社が「債券ファンドルール」(CTA09 / S490)においてローンとみなされる OEIC<sup>44</sup>、ユニット・トラスト

<sup>43</sup> BKM402000 Banking surcharge: definition of a banking company  
<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/banking-manual/bkm402000>

又は海外ファンドの持分を保有している場合、これらみなしローンから生じる税務上の利子についても、その期に発生した利子と合理的に同等なものとして、税務上の利子を計算する必要がある。

OEIC 及び Authorized Unit Trusts については、一般的には、期間内にファンドから受け取ったすべての利子分配が税務上の利子の定義に該当するとされる一方で、利子分配以外のすべての分配は税務上の利子とはされないことになる。

償却原価を計算する場合、減損損失については税務上の利子の定義に含まれないものとされるため、計算は不要となる。ほとんどの場合、会社の会計帳簿における定期的な金額が、税務上の純受取利子又は純支払利子の金額のおおよその金額と十分に近い数値となることが想定される。

### **(g) 保険会社が保有するポートフォリオ投資**

保険債務をカバーするための投資を行う保険会社は、その事業が保険とは無関係であるものであっても、全世界グループの一部を構成する連結子会社とするため、子会社持分を取得する場合がある。このような子会社の支払利子は、保険グループ全体の受取利子ポジションによって保護されてしまう可能性がある。

この対抗措置として、TIOPA10 / S453 では、そのような子会社を保険会社の全世界グループのメンバーとなる連結子会社とは取り扱わないこととし、代わりに、当該子会社を保険会社のグループからは分離された全世界グループの一員として取り扱うことで、事業上の位置づけをより適切に反映することとしている。

### **(h) ロイズの法人メンバー**

ロイズの法人メンバーは、FA94 / S219 により、CTA09 / Part3 において本質的に利子とされる金額及び借入費用に類する金額を含めることになる。TIOPA10 / S454 は、これらの金額が税務上の利子の定義に含まれることを明らかにしている。

## **⑨ 制度の利用状況及び効果**

2017年4月1日から適用されたものであり、新しい制度であるため、英国政府から現時点において制度の効果に関するコメントは出されていないが、新利子控除税制の導入による、英国の歳入への影響は、次のとおり予測されている<sup>45</sup>。

---

<sup>44</sup> Open Ended Investment Company

<sup>45</sup> 156 HMRC「Tax deductibility of corporate interest expense: consultation on detailed policy design and implementation (法人の支払利子による税額控除: 政策立案と実行に向けた協議)」12章(HMRC、2016年)この予測は、2016年度予算策定時に算定されたもので、予算責任局により承認されている。

## 新利子控除税制の導入による英国の歳入への影響予測

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
百万ポンド	0	920	1,165	995	885

英国企業にとって新利子控除税制による影響は大きいと考えられる。多数の企業が利子控除制限の対象となり、コンプライアンス費用が増加する場合も生じると考えられる。

新利子控除税制の導入時に、企業が負担しなければならないコストは、英国政府の試算で約 1,600 万ポンドになると見込まれている。さらに、継続的に企業で発生する事務費用は、年間 100 万ポンドと推定されている。

### ⑩ 旧利子控除制限 (World Wide Debt Cap) の概要

これまで、英国のワールド・ワイド・デット・キャップ (「WWDC」) ルールは、大企業グループの英国メンバーの利子及びその他の財務費用に関する法人税法上の控除を、グループの全世界ベースの財務費用の額までに制限していた。WWDC は、控除可能な金額を、英国の借入金水準と全世界ベースのグループ債務水準を比較することにより算定していたが、BEPS 行動 4 最終報告書では、EBITDA の比率に基づくことを推奨しており、英国ではこれまでこのような利益水準に基づくアプローチは考慮されていなかったため、BEPS の実施を約していた英国は BEPS 行動 4 最終報告書に基づくアプローチを採用し、WWDC を廃止している。

WWDC は 2010 年 1 月 1 日以後開始する当該グループの会計年度から適用されていた。

#### (a) 制度の対象及び否認額の算定

WWDC は、最終親会社が英国企業か非英国企業かに関わらず、英国グループ企業に適用される。「グループ」とは、国際会計基準により定義されるものをいい、グループの連結会計に含まれる構成員がその WWDC 上のグループ構成員となる。

超過負債の金額は、負債金額ではなく 2 つの借入費用である検証対象金額 (tested expense amount) と適用対象金額 (available amount) を比較することにより算定される。

検証対象金額は、グループの最終的な親会社の 75% 子会社の英国構成員の純金融費用の合計であり、純金融費用を有する英国法人又は英国の恒久的施設のみが考慮の対象となる。純金融費用は、法人税の対象となる所得金額の算定上考慮される金融費用と金融収益の差額として計算される。なお、純金融費用が 500,000 ポンド未満となるグループ関連企業は除外される。

適用対象金額は、グループの連結財務諸表に含まれるグループ全体としての金融費用であり、連結財務諸表は IAS、国際財務報告基準、関連解説及びこれらの修正等に基づく。

適用対象金額を超える検証対象金額は控除されず、当該グループは当該会計期間の終了から 12 ヶ月後にどのようにこの否認金額を当該グループの英国構成員内に配分するかを示す申告書(statement)を提出する。

当該グループが純金融収益を有する英国構成員を有するとき、当該純金融収益は総否認金額を限度として課税対象金額から控除できる。グループは、当該会計期間の終了から 12 ヶ月後にどのように金融収益を減額し当該グループ内の英国構成員間で配分するかを示す申告書を提出する。英国及び全世界の借入費用は利子、利子類似費用、借入に付随する費用、ファイナンス・リースの金融チャージ部分及び借入要素費用である。

## **(b) 適用除外**

WWDC は、当該グループが一定のゲートウェイテスト(gateway test)を満たさない場合、又は当該グループのほぼ全体が特定の金融サービスに従事している場合には適用されない。

ゲートウェイテストは、グループの英国純負債がグループの全世界総負債の 75%を超える場合には当該グループに debt cap 規則が適用されるとするものである。この条件を満たした場合、当該グループはグループの検証対象金額がグループでの適用対象金額を超えているか否かの検討に進まなければならない。

金融サービスグループはゲートウェイテスト及び金融サービスグループテストの双方を適用する必要はなく、これらのどちらかを通過すれば、WWDC は適用されない。

## **⑩ EU 指令との関係整理を踏まえた Brexit の影響の有無**

### **(a) 租税回避防止指令(Anti-Tax Avoidance Directive, "ATAD")**

ATAD は、EU 内部市場の機能に直接影響を与える租税回避実務への対処するために、OECD 加盟国ではない 6 か国を含め、EU 全加盟国が遵守しなければならないミニマム・スタンダードを設定しているものであり、2016 年 7 月 12 日に EU 経済・財務相理事会により採択された。ATAD の主要規定には、利子の損金性、出国税、一般的濫用防止ルール、CFC ルールおよびハイブリッド・ミスマッチへの対処ルールが含まれる。

### **(b) ATAD 第 4 条 利子制限ルール**

ATAD 第 4 条の目的は、EU 加盟国が当該指令に従って、利子制限ルールを国内法制化する際のミニマム・スタンダードを設定することである。

ATAD 第 4 条では、法人税上の利子費用の控除は、原則として利子、税金、減価償却費及び償却費控除前の課税所得として算定される EBITDA の 30%に制限すると規定される<sup>46</sup>。なお、納税者の自己資本比率(自己資本を総資産で除して算定)がグループの自己資本比率と同等かそれ以上の場合(納税者の自己資本比率とグループの自己資本比率との差が 2%以下の場合には、同等とされる)には、超過利子費用を全額控除できる規定がある。また、グループの第三者に対する超過利子費用をグループの EBITDA で除して算定するグループ比率に基づいて、控除を容認する規定が設けられている<sup>47</sup>。

適用除外規定として、グループ全体の利子費用が 300 万ユーロまでの場合におけるデ・ミニマス・ルールが設けられている他、納税者が独立事業体(会計上の連結グループに属さず、関連事業体や恒久的施設を有さない納税者)の場合には超過利子費用の全額控除が認められる<sup>48</sup>。

また、ATAD4 条 6 項では、否認された利子及び利子控除余裕額の繰越し及び繰戻しについて、納税者の加盟国は、以下の①から③のいずれかのルールを規定することができるものと規定されている。

- ① 当課税期間において控除できない超過借入費用を無期限で繰越すことができる
- ② 当課税期間において控除できない超過借入費用を無期限で繰越し、最長 3 年間まで繰戻すことができる
- ③ 当課税期間において控除できない超過借入費用を無期限で繰越し、未使用の利子控除余裕額(unused interest capacity)を最長 5 年間繰越すことができる

### (c) Brexit の影響

EU では、BEPS 行動 4 最終報告書を受けて、ATAD に基づく利子制限規則を実施し、EU 加盟国に対し、2018 年 12 月 31 日までにこれを国内法として適用することを求めている。

英国は、BEPS に基づく新たな利息控除ルールを先駆けて実施しているが、ATAD に基づく提案の前に BEPS 行動 4 最終報告書を受けて新しいルールを検討していた。また、英国は、新利子控除制限規定が、ATAD と整合しているとしている。したがって、英国においては EU が ATAD の検討をする前に BEPS を受けた独自の新利子控除制限規定の起草及び協議を行っており、また、ATAD を受けた変更も行っていないことから、いわゆる Brexit により英国が利子控除制限規定を変更することは想定されないと考えられる。

## (2) 制度整備に際しての議論の詳細

新利子控除制限規則に関する法案が起草される前に、本件制度に関するコンサルテーションが行われた。このコンサルテーションにおいて政府が提起した公開質問に対する回答は、政府による制度設計時に参考とされている。

<sup>46</sup> ATAD Article4 paragraph1

<sup>47</sup> ATAD Article4 paragraph5

<sup>48</sup> ATAD Article4 paragraph3

コンサルテーションの内容は、2016年12月に公表された「Tax deductibility of corporate interest expense: response to the consultation<sup>49</sup>」に掲載されている。コンサルテーションにおける回答では、概して、新しい利子制限規定が、英国の競争力に与える影響について懸念の声が上がっていた。多くの者は、特にEU脱退するという英国の決定を考慮し、政府が当該規則の導入を遅らせるべきだと提案していた。

これに対して英国政府は、この措置が法人税制に関して重大な構造的変化をもたらすことを認識していたが、新規則が適切なものであることを確かなものとするための広範なコンサルテーションを行った上で、英国の税源が侵食されることを防ぐためには2017年4月1日から新規則を実施することが重要であるとの立場を維持した。また、新規則は、OECDが推奨するベスト・プラクティス・アプローチに沿ったものであり、オーストラリア、ドイツ、イタリア、日本、スペインなど多くの国では、すでに支払利息の控除に関する構造的な規制が設けられていると主張している。

### (3) 金融機関に与える影響

英国政府は、銀行および保険業に関する新制度の適用を検討するため、上記のコンサルテーションにおいて以下の2つの公開質問を行い、回答を得たうえでこれらの業種に対する新制度の適用を前述の通り定めている。

*Q32: 政府が、銀行や保険業における利息に関する BEPS リスクの全容を理解するのに役立つ証拠の提供依頼。これらの活動を行っているグループが、活動を行う上で効率的に運営でき、かつ、不当な制限が加えられることのないような固定比率ルール及びグループ比率ルールに関する修正案の提示依頼。*

*Q33: 英国での事業にふさわしい純利子費用の控除を認めるためにはどのように新制度が設計されるべきか。*

## 4. 我が国における制度整備への示唆

米国と英国における改正後の利子控除税制について、BEPSのベスト・プラクティス・ルールおよび我が国の現行制度と比較すると表1のように整理される。

まず、我が国の現行制度では、制限対象となる利子の支払先が実施的に国外の関連者に限定されているが、この点でBEPSの勧告および米国・英国の新制度においては支払先が限定されていない点で両者は、異なる。EBITDAに類似する概念(調整課税所得)に関しては、税務上の課税所得をスタートとし利子および減価償却費などを足し戻すとされていることから、コンセプトに大きな差異はないものの、BEPSの勧告および米国・英国の新制度とは異なり、免税所得(受取配当益金不算入金額)も足し戻している点に留意が必要と考える。固定比率につ

<sup>49</sup>  
[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/574318/tax\\_deductibility\\_consultation\\_response\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/574318/tax_deductibility_consultation_response_final.pdf)

いては、我が国の現行制度では 50%とされており、BEPS の勧告する 10-30%の幅を外れ、米国および英国における新制度の 30%よりも高い水準にある。また、総利子費用に占める関連者利子費用の割合が 50%以下である場合に控除制限の適用除外とされる点も我が国制度の特徴的な要素と考えられる。

<表 1> 利子控除制限(行動 4)に係る BEPS 最終報告書と各国対応の比較

	BEPS4	米国(新制度)※	英国	<参考> 日本(現制度)
利子の範囲	①全ての形式の負債に係る利子 ②経済的に利子と同等の支払い ③資金調達と関連して生じる諸費用	事業上の支払利子 (business interest)	税務上の利子費用額 (tax-interest expense amount) (a) loan relationship に係る支払い (b) デリバティブ契約に係る支払い (c) 内在ファイナンスコスト	①支払利子 ②支払利子に準ずるもの(リース取引に係る利息相当額、保証料等を含む) ひも付き関係の明確な債券現先取引に係る利子は除外
対象となる利子の支払先(関連者/非関連者、国外/国内)	その法的形式、第三者負債かグループ内負債のいずれであるか、また、貸手が国外か国内かを問わない	支払先が国外関連者となるものに制限されていない	国内・国外、又は関連者・非関連者を問わない	関連者、実質的には国外関連者に限られる
固定比率 - EBITDA の範囲	課税所得に、①純利子費用及び利子と同等の支払いの純支払額、並びに、②減価償却費及び償却費を加算することにより計算  免税所得(受取配当等)は収益に含まれるべきではない。	調整課税所得  連邦課税所得 -/+ 事業に直接関連のない所得及び費用 +/- 事業上の支払利子及び受取利子 + 繰越欠損金控除額 + パススルー事業体からの国内適格事業所得に係る 20%相当額の所得控除 + 減価償却、減耗償却等(ただし 2021 年以前開始の課税期間に限る) 調整課税所得  免税所得は加算されない	税務上の EBITDA  対象事業年度に計上された英国法人税上の課税所得に、税務上の利子所得及び利子費用、資本的支出、無形資産に係る一定の支払額、損失、グループ・レリーフ及び適格所得控除を加減算して算定  免税所得は加算されない	調整所得金額  課税所得に関連者純支払利子、減価償却費、貸倒損失、受取配当益金不算入金額等を加算し、一定の外国子会社合算税制による合算額を除外するなどして算定
固定比率 - 基準固定比率	10%~30%の幅以内で設定することを勧告	30%	30%	50%
グループ比率 - EBITDA の範囲	(a) 連結財務諸表記載の収益及び費用の額を使用する方法を基本としつつ、それに一定の調整を加える方法も提示。	N/A	グループ比率は、適格純グループ利子費用の、グループ全体の EBITDA に対する割合として算定  原則的に、グループの連結財務諸表上の税引前当期利益に純グループ利子費用及	N/A

	BEPS4	米国(新制度)※	英国	<参考> 日本(現制度)
			び償却費を加算した金額として算定。選択により税務基準に近い数値を使用可能。	
損金算入限度額の算定方法と超過額、余裕額の繰越・繰戻等	オプションとして、否認された利子又は未使用の利子控除余裕額(capacity)を繰越又は、否認された利子の繰戻しを認める	損金算入限度額は、調整課税所得の30%に事業受取利子を加算した額  損金不算入額は無期限に繰越され、将来に控除限度余裕額が発生する際にはその範囲で損金算入が可能。	<b>固定比率ルール</b> ①対象事業年度の英国におけるグループの税務上の EBITDA 総額の30%と、②固定比率デット・キャップ(fixed ratio debt cap)のいずれか低い金額  <b>グループ比率ルール</b> ①グループ比率ルールに基づいて計算された金額と、②グループ比率デット・キャップ(適格純グループ利子費用)のいずれか低い金額  控除限度超過額は、当該超過額が帰属する各法人レベルで無期限に繰越可能。グループに帰属する控除余裕枠は、5年間の繰越が可能。	損金算入限度額は調整課税所得の50%相当額として計算  損金不算入額は7年間繰越可とされ、将来に控除限度余裕額が発生する際にその範囲で損金算入が可能
制度適用除外基準の有無	BEPSリスクが十分に低い場合には、適用除外基準(デ・ミニマス基準)を導入することを認める	直近過去3年間の平均総収入額が2,500万ドル以下の小規模事業者については適用除外。  選択により、不動産事業及び農業等一定の事業も適用対象外	グループの純子費用の額が200万ポンド未満である場合は、適用除外。  別途、公益プロジェクト免除規定	関連者純支払利子等の額が1,000万円以下の場合適用除外  関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等(関連者の課税対象所得に含まれるものを除く)の50%以下である場合も適用対象外
金融機関(銀行、証券会社及び保険会社)に対する特別ルール	銀行・保険セクターの特性により、特別ルールの検討も必要	特になし  ただし、BEAT課税制度には金融機関の特例あり	銀行について税務上の利子費用の定義を拡大  保険企業は、公正価値会計適用時の償却原価法計算の選択適用及び非保険連結子会社に対する例外規定	ひも付きの明確な債券現先取引に係る利子は損金不算入の対象となる関連者純支払利子に含まれない

先行事例としての米国と英国における利子控除税制の改正は、BEPS 行動 4 最終報告書のベスト・プラクティス・ルールとおおむね整合的な内容となっているが、金融機関については原則として利子受取超過となり制限の対象

とならないよう設計されていると考えられる。

我が国の財務省からは、「日本の「過大支払利子税制」の閾値は現在 50%であり、厳格化が必要。また、企業活動の実態も見極めつつ、適用対象や特別ルール等についても本(注:BEPS行動4の)勧告を踏まえた検討が必要。」<sup>50</sup>とのコメントが出されているが、我が国においても、あるべき制度整備を進めるに際しては、BEPS 行動 4 最終報告書のベスト・プラクティス・ルールとの符合を意識しつつも、金融機関については金融資産および負債が事業活動のために不可欠なものであることや既に厳しい資本規制が課されていることを踏まえ、利子控除税制の改正が金融市場を歪める結果とならないよう、また、特別な計算上の負荷を課すことのないよう検討が必要になると考えられる。

BEPS 行動 4 最終報告書(2016 年更新後)によれば、銀行や保険については過剰なレバレッジが BEPS リスクであると特定されているわけではなく、むしろグループ内企業に BEPS リスクが存在すると認識されており、(BEPS 行動 4 の勧告は)そのようなリスクについて既に対処されている国について存在しないリスクや既に対処済みのリスクに対処する一般的な利子制限制度の導入を期待したものではないとされている。

このようなベスト・プラクティス・ルール提言の趣旨を踏まえると、BEPS リスクの程度は各国の商慣習や業法規制によって異なると考えられることから、BEPS リスクが高いものについては対応が必要であるものの、我が国の商慣習や業法規制に照らして BEPS リスクが十分に低いケースについては利子控除制限の適用対象外となるよう、現行制度との連続性を踏まえつつ、特別ルールや適用除外基準等の整備を進めることも重要な視点と考えられる。

具体的には、業界団体への事前コンサルテーションなどを通じて、英国におけるデリバティブ契約に係る支払いについての取扱いや米国における事業上の支払利子の概念などを参考に利子費用・収益の範囲について十分な議論を行うことも有効な手段になると考えられる。

## III 所得相応性基準(行動 8-10)

### 1. BEPS 最終報告書の概要

2015 年 10 月 5 日に BEPS 最終パッケージの一環として公表された行動 8 最終報告書は、所得相応性基準を含む移転価格税制における無形資産の取扱いについて議論している。

OECD は、上記最終報告書およびその後のコンサルテーションを経て、2017 年 7 月 10 日に 2010 年版の改訂として 2017 年版の「多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針(OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)」、いわゆる移転価格ガイドラインを公表しており、2017 年版の移転価格ガイドラインには、BEPS プロジェクトの議論が反映されている。

#### (1) 無形資産の定義

---

<sup>50</sup> 第 12 回税制調査会(2017 年 10 月 16 日)財務省作成説明資料〔国際課税〕より

計画 8 最終報告書では、広く明確に記述された無形資産の定義を採用するためとして、無形資産を「有形資産又は金融資産でないもので、商業活動における使用目的で所有又は管理することができ、比較可能な独立企業間の取引ではその使用又は移転に際して対価が支払われるような資産」と定義することとしている。(パラグラフ 6.6)

あわせて、無形資産に該当するものの具体例として、特許、ノウハウ・企業秘密、商標・商号・ブランド、契約上の権利・政府の許認可、ライセンス・その他限定的な無形資産の権利、のれん及び継続企業の価値が示され、無形資産に該当しないものの具体例として、グループ・シナジー、市場固有の特徴(低労働コスト等)を示している。(パラグラフ 6.18～6.31)

## (2) 所得相応性基準の対象となる無形資産(HTVI)の範囲

計画 8 最終報告書では、評価困難な無形資産(Hard to-value intangibles, HTVI)についての移転価格算定方法または特別措置として、比較可能な状況における独立企業が無形資産の評価における高い不確実性に対応するために例えば価格調整条項を導入するといった方法をとるであろうと認められる場合には、税務当局がそのような方法で無形資産又は無形資産に係る権利に関する取引価格を算定すること(いわゆる所得相応性基準)が許容されるべきであるとしている。(パラグラフ 6.185)

具体的には、評価困難な無形資産とは、無形資産及び無形資産に係る権利で、関連者間の移転の時点で、信頼できる比較対象取引がなく、取引時点で移転される無形資産から生じると予想される将来のキャッシュフロー若しくは収益、又は無形資産の評価において用いられる過程が極めて不確実であるために、移転時点における当該無形資産の最終的な成功の水準の予測が困難であるものと定義されるとして、評価困難な無形資産を伴う取引は、以下のうちいくつかの特徴を有している可能性があるとしている。(パラグラフ 6.190)

- (a) 移転の時点で部分的にのみ無形資産が開発されている
- (b) 無形資産は、取引から数年間、商業的に用いられると予想されない
- (c) 無形資産自体は評価困難な無形資産の定義に当てはまらないが、定義に当てはまる他の無形資産の開発、改良に不可欠である
- (d) 無形資産は移転の時点で新しい方法で利用されると予想され、かつ、財務予測は極めて不確実である
- (e) 関連会社へ一時金支払いにより譲渡された無形資産で評価が困難な無形資産の定義に該当する
- (f) 無形資産が、費用分担契約又は類似の取決めに関連して使用されたか、当該取決めの下で開発される

## (3) 適用条件

計画 8 最終報告書では、取引時点で評価困難な無形資産の潜在的な価値に関する納税者と税務当局の間における情報の非対称性及び取引が開始された時点から経過した可能性のある時間が、税務当局による取引の価格決定に対する検証を特に困難にしているとしている。

実現利益と予測利益とが一定以上乖離した場合には、税務当局が取引後の実現利益に基づき独立企業間価格を再計算すること(いわゆる所得相応性基準)が認められるとしている。

#### (4) 適用除外基準

計画 8 最終報告書では、以下に該当する場合はこの所得相応性基準による再計算の措置は適用されないとしている。(パラグラフ 6.193)

- (a) 取引時における合理的に予測可能な事象その他のリスクを考慮するために使用した事前の予測及びその実現可能性に関する詳細な説明及びその乖離が価格決定後に生じた予測不可能な進展等又は予見可能な結果の発生可能性が実現し、その可能性が取引時点で著しく過大評価でも過小評価でもなかったことによるものであることの証拠を納税者が提出する
- (b) 取引が二国間又は多国間事前確認の対象取引である
- (c) 予測と実際の結果との乖離が 20%以下である
- (d) 評価困難な無形資産に係る非関連者からの収入が最初に計上された年から 5 年の商業期間を経過しており、当該期間において予測と実際の結果の乖離が当該期間における予測の 20%を超えない

## 2. 米国

### (1) 制度の概要

#### ① 無形資産の定義

米国の移転価格税制では、財務省規則 (Treasury regulation) セクション 1.482-4 において、例示列挙の形式で無形資産を定義しており、具体的には、個別のサービスから独立した価値ある資産として、以下のものが例示されている。

- ・ 特許、発明品、調合法、プロセス、デザイン、パターン、ノウハウ
- ・ 著作権、文学、音楽、芸術的制作物
- ・ 商標、商品名、ブランド名
- ・ フランチャイズ、ライセンス、契約
- ・ 方法論、プログラム、システム、手順、キャンペーン、調査、研究、予測、見積、顧客リスト、技術データ
- ・ その他同様の項目で、物理的実体ではなく知的内容や無形物から価値を引き出しているもの

米国コスト・シェアリング規則 (US cost-sharing regulations) では、関連者が無形資産開発活動とは別に開発、維持、取得したあらゆる資源、能力若しくは権利で、コスト・シェアの対象となる開発中の無形資産に貢献することが合理的に期待できるものとしている。

行動 8-10 最終報告書とは異なり、米国移転価格税制ではグループ・シナジーや市場固有の特徴(低労働

コスト等)についての明確な除外規定は設けられていない。

## ② 所得相応性基準の対象となる無形資産 (HTVI) の範囲

行動 8-10 最終報告書で示された評価困難な無形資産ルールは、米国議会によって 1986 年に IRC 第 482 条に組み込まれた所得相応性基準に類似している。

米国の所得相応性基準に係る規則では、有効期間が一年を超える契約に基づく無形資産の譲渡(又は使用権の供与)に適用可能で、一定のセーフ・ハーバー・ルールに該当しない場合、その無形資産に帰する所得との整合性を確保するため、各課税年度に課される対価性を独立企業原則に則って定期的調整ができる、とされている<sup>51</sup>。

## ③ 適用条件

定期的調整は 5 年間(1 年目は上記の例外条項により実質的な定期対価を支払うことが求められない)を経過した後の期間には行われない<sup>52</sup>。財務省規則 S1.482-4(f)(6)には、無形資産が一括支払いで移転された場合の対価の額についても規定されている。対価の額は、移転された無形資産に帰属する所得に相応するものでなければならないとされている。そして、一括払いの金額は一課税年度におけるロイヤルティと等価の対価であり、このような対価の決定には、一括払いに基づく現在価値の計算、適切な割引率、及び該当期間の売上見込が必要である、とされている。

また、財務省規則 S1.482-4(g)には、費用分担契約の規定においても、財務省規則 S1.482-7 で規定する費用分担契約以外の無形資産の開発におけるリスクと費用分担契約に含まれている無形資産の移転についても、所得相応性基準が適用されることが規定されている。

財務省規則では遡及的措置が認められており、更正期間を過ぎた一括支払いで移転された無形資産についても、ロイヤルティへの引き直しを可能とした上で、更正期間内の各年分に配分されたロイヤルティ相当額について更正可能とされている<sup>53</sup>。

## ④ 適用除外基準

一方、米国規則では、所得相応性基準に対して以下のようなセーフ・ハーバー・ルールが設定されている。

1 つ目<sup>54</sup>は、納税者が CUT 法(独立取引比準法)を使用して実質的に同じ状況下で行われた比較可能な独立企業取引で移転された同じ無形資産を提示する場合に適用される。そのようなケースでは、比較対象取

<sup>51</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)

<sup>52</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)(ii)(E)

<sup>53</sup> 財務省規則 S1.482-4(h)

<sup>54</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)(ii)(A)

引が調整条項を伴わない限りは、所得相応性基準を後続年度の無形資産の関連者間移転に対する対価の調整に適用することはできないというものである。

2 つ目<sup>55</sup>は、移転する無形資産と同様であるものの、同一ではない無形資産に対して CUT 法を用いる場合に適用される。一定の状況<sup>56</sup>が存続するのであれば、後続年度では所得相応性基準に基づいた調整や再配分は実施されるべきではないということである。

3 つ目<sup>57</sup>は、独立企業間価格が CUT 法以外で設定され、かつ一定の事実<sup>58</sup>がある場合に適用されるものである。

4 つ目<sup>59</sup>は、関連者である納税者がコントロールできない異常な事態が起こり、その事態が関連者間取引契約の開始時点では合理的に予測し得なかった場合に適用される無効化条項である。

なお、一般的に、米国では立証責任は納税者側にあるとされており、所得相応性基準においては通常納税者に求められる"preponderance of evidence"よりも一段階高い立証責任である"clear and convincing evidence"が求められている。また、納税者は所得相応性基準に従って修正申告することが認められている。

米国の財務規則では、セーフ・ハーバー・ルールで関連者が調査中の課税年度及び過去の全ての課税年度において、無形資産の利用により実際に稼得した利益等が非関連者間契約の比較可能性が立証された時点において予測した期待利益等の 80%未満でも 120%超でもないことなど<sup>60</sup>と設定されている。

## ⑤ 制度の利用状況及び効果

IRS は米国の所得相応性基準が独立企業原則に準拠しているとみなしているものの、所得相応性基準が IRS の移転価格調査で使われることは稀であり、これまで、米国での告訴事例はなく、ルールの定義づけや適用範囲についての裁判所の判断は行われていない。

## (2) 制度整備に際しての議論の詳細

米国の所得相応性基準は 1986 年に導入され、無形資産の移転による課税の脱漏に対応するためのものと解されている。

<sup>55</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)(ii)(B)

<sup>56</sup> 関連者である納税者が各課税年度について契約文書で対価を明記していた場合、1 年目に契約に基づいて支払われる実質的な対価が独立企業間価格となっており、契約が調査対象期間の間も有効となっている場合等

<sup>57</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)(ii)(C)

<sup>58</sup> 関連者である納税者が契約文書(関連者間取引契約)を作成し、その中に各課税年度の対価の額が定められており、その契約が調査対象期間の間有効である場合等

<sup>59</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)(ii)(D)

<sup>60</sup> 財務省規則 S1.482-4(f)(2)(ii)(B)

### (3) 金融機関に与える影響

米国の所得相応性基準については 1986 年に導入されて以来 30 年超にわたり適用されてきた制度であり、上述のとおり裁判所による判断がなされたケースもないことから、金融機関に対し追加で影響を与えるものとは考えられていない。

なお、所得相応性基準は、軽課税国での利益創出を意図する米国の納税者に対して適用されるものであり、インバウンド投資家に対しても特段の影響は生じないと考えられる。

## 3. 英国

### (1) 制度の概要

#### ① 無形資産の定義

OECD による無形資産の定義(行動 8-10 最終報告書パラグラフ 6.6)を INTM440110 は参照している。それによれば、無形資産とは、物理的資産でも金融資産でもなく、商業活動のために所有・支配することが可能であり、比較可能な状況での独立企業間の取引ならば、その使用若しくは譲渡に対し対価が支払われるものであるとされている。

#### ② 所得相応性基準の対象となる無形資産 (HTVI) の範囲

2018 年 1 月に HMRC internal manual として、「Transfer Pricing: Types of transactions: Intangibles: Establishing an arm's length price for valuable intangibles: Hard to Value Intangibles<sup>61</sup>」(以下、「内部マニュアル」)が更新されている。

内部マニュアルにおいて、HTVI については、「信頼性のあるコンパラブルが存在せず、かつ、取引実行時に当該無形資産の譲渡に関する将来キャッシュフロー又は収益のプロジェクション又は当該無形資産の評価の前提事項が非常に不明確であるもの」と定義されている<sup>62</sup>。

#### ③ 適用条件

関連する当事者間の取引が HTVI を含むものであり、かつ、免除規定が何ら適用されない場合、HMRC は取引後 (“ex post”) の結果を、取引前 (“ex ante”) における評価の適正性、取引決定に際して使用された前提条件の合理性、及び、結果的に独立企業間原則に沿ったものであるかの検証を行う際に考慮することができるものとされる。

このような取り扱いは、独立企業間価格内である場合の偶発的な価格設定構造を含み得ることになり、場合

<sup>61</sup> <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm440176>

<sup>62</sup> <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/international-manual/intm440176>

によっては、複数年にわたる分析を行うことが適切な場合がある。

#### ④ 適用除外基準

上記の取扱は、他国籍企業グループが、(1)用いられたリスクウェイト又は調整及びその適正性を含めた価格設定時のプロジェクション、並びに(2)プロジェクション時と実際の結果に大きな差異が生じていることを説明しうる合理的な資料を提供する等、一定の要件を満たす場合には適用されない。

#### ⑤ 制度の利用状況及び効果

この追加規定は 2016 年 3 月 1 日以降に適用されているものであるため、現時点において英国政府から行動計画 8-10 に関連する効果に関してコメントは出されていない。

### (2) 制度整備に際しての議論の詳細

行動 8-10 の英国税法への反映に関する英国政府内での議論は現時点では確認されていない。

### (3) 金融機関に与える影響

金融機関に関する特段の懸念は現時点では確認されていない。

## IV タックスプランニングの義務的開示(行動 12)

### 1. BEPS 最終報告書の概要

行動 12 に関する議論については、2015 年 10 月 5 日に最終報告書が取りまとめられている。

最終報告書の提言は、既に類似の開示義務制度を導入している国々(英国、米国、アイルランド、ポルトガル、カナダ及び南アフリカ等)の制度を参考にした内容となっており、ミニマム・スタンダードではなくベストプラクティスとして、各国が自国に適した制度設計が可能となるよう、開示義務制度の基礎的な要素(開示義務者、開示の対象範囲、開示手続等)について、それぞれ推奨される複数の選択肢が提示(モジュラー方式)されている。

また、国際的な税務スキームをターゲットとした開示義務制度を導入するにあたっては、国際的な税務スキームの特徴を踏まえた留意事項が提示されている。さらに、開示された情報の各国の税務当局間での情報交換は、JITSIC ネットワークを活用するのが効果的であるとされている。

#### ① 開示義務者

最終報告書では、開示義務者について、次のいずれかのオプションを選択することとし、(b)を採用する場合には、一義的にはプロモーターに開示義務を課し、プロモーターが海外にいる又は存在しない等の場合には納税者に開示義務を課す方法が提案されている。

- (a) プロモーターと納税者の双方に開示義務を課す方法
- (b) プロモーター又は納税者のいずれかに開示義務を課す方法

#### ② 開示除外基準および開示対象取引を特定する基準

最終報告書では、開示の対象とする範囲を決定するアプローチとして、次のいずれかのオプションが示されており、これらの代替的又は追加的な基準として、少額な金額を対象範囲から除くデミニマス・フィルターも提案されている。

- (a) シングル・ステップ・アプローチ: 閾値を設定せず個別的にホールマーク<sup>63</sup>を定義し対象範囲を決定する方法
- (b) マルチ・ステップ・アプローチ又は閾値アプローチ: 包括的なホールマークに加え閾値を設定して対象範囲を決定する方法

#### ③ 開示時期

---

<sup>63</sup> Hallmarks: 税務スキームの特質の記述方法

最終報告書では、開示時期について、次のいずれかのオプションが示され、プロモーターに報告義務を課す場合には(a)のタイミング、納税者に報告義務を課す場合には(b)のタイミングとすることを提案している。

(a) 税務スキームの利用可能となるタイミング

(b) 税務スキームの実行されるタイミング

#### ④ 開示内容

開示義務の対象者の属性(納税者かプロモーターか)ごとに、以下の開示情報の内容が提案されている。

納税者が開示する場合：

- ・ 氏名、住所、電話番号、税に係る参照番号
- ・ 税務スキームの詳細
- ・ 該当する開示基準
- ・ 開示する税務スキームに関連する主な税法令
- ・ 期待する税務上の便益(オプション)
- ・ 取引の全ての関係者の詳細

プロモーターが開示する場合：

- ・ 氏名、住所、電話番号、税に係る参照番号
- ・ 税務スキームの詳細
- ・ 該当する開示基準
- ・ 開示する税務スキームに関連する主な税法令
- ・ 期待する税務上の便益(オプション)
- ・ 取引の全ての関係者の詳細
- ・ スキームの照会番号
- ・ 顧客リスト

## 2. 米国

### (1) 制度の概要

#### ① 制度趣旨・目的

米国では、個人および法人を対象とする「プロモーターによる租税回避スキーム(タックスシェルター)に関する開示義務」が設けられており、当該開示義務は「報告すべき取引(Reportable Transaction)」としてIRC第6111条に定められている。

この制度は、租税回避スキーム(タックスシェルター)を売却する一定の者(Material Advisor)に対して、税

務当局に、そのスキームの概要及びこれより得られる税務上の恩典等について四半期ごとに申告を義務づけているものである。

## ② 開示義務者(プロモーター、納税者・使用者のいずれか)

開示義務の対象者は Material Advisor (以下、「MA」とされており、MA とは以下の全ての要件を満たす者とされている。

(ア) 租税回避スキームの組成、管理、促進、売却、実行、保証又は継続的な遂行に関して重要な役割、補助又は助言を提供していること。

(イ) 上記アドバイスの提供等により、直接又は間接的に一定以上の金額(個人の場合は 5 万ドル、その他の場合は 25 万ドル)を超える所得を得ている(又は得ると想定される)こと。

プロモーターに対して開示義務を課す点は、計画 12 最終報告書のベスト・プラクティス・ルールと整合的であるが、プロモーターが存在しない場合等の措置は設けられていない。

## ③ 開示除外基準および開示対象取引を特定する基準

上述のとおり、MA の収入金額による報告除外基準が設けられている。

## ④ 開示時期

開示は、4半期ごとにその期間中に開示義務が生じた場合、The Office of the Tax Shelter Analysis (OTSA) に申告しなければならない。

行動 12 最終報告書のベスト・プラクティス・ルールでは、プロモーターに開示義務を課す場合には税務スキームの利用可能となるタイミングを開示時期としており、この点で差異がある。

## ⑤ 開示内容

MA は、以下の情報を開示しなければならない。

(ア) 開示義務の対象となる取引について、その取引の概要及び特徴

(イ) その取引により期待される税務上の恩典

(ウ) その他財務長官による特別の要求がある場合はその要求された情報

開示義務の対象となる IRC 第 6111 条 で報告すべき取引 (Reportable Transactions) には、以下が含まれ

る。

- (ア) 税務当局によりリストされた取引(指定取引) (Listed Transactions)
- (イ) 守秘義務に基づく取引 (Confidential Transactions)
- (ウ) 成功報酬に基づく取引 (Transactions with Contractual Protection)
- (エ) 一定の金額を超える損失をもたらす取引 (Loss Transactions)
- (オ) その他租税回避と考えられるような取引 (Transactions of Interest)

MA は、Form 8918 (MA Disclosure Statement) により租税回避スキームを登録しなければならない。Form 8918 には、租税回避スキームの概要やこれより享受される税務上の恩典等について詳細に記載する必要がある。

#### ⑥ 実効性確保のために税務当局に与えられる調査権限等

米国内国歳入庁の大規模事業及び国際課 (Large Business and International division) の中にある the Office of the Tax Shelter Analysis (OTSA) が担当している。

また、IRC 第 6111 条(c)において、財務長官 (Secretary) は、制度の運営に必要または適切と考えられるルールや除外規定を定めることができるとされている。

#### ⑦ 遵守/不遵守の場合の納税者におけるベネフィット/ペナルティ

MA が必要な開示を怠った場合、又は開示が不完全な場合は 5 万ドルの罰金が科される。また、これが Reportable Transaction のうち指定取引に該当するときは、上記罰金に代えて、20 万ドルと MA がその指定取引に係るアドバイスの提供等により稼得した所得の 50%相当額とのいずれか多い金額に相当する罰金が科される。なお、意図的な不開示等の場合は、上記 50%に代えて 75%が適用される。

#### ⑧ 制度の利用状況及び効果

米国内国歳入庁の統計によると MA の申告数は下記の通りである。

- 2003年 1,083 件
- 2004年 686 件
- 2005年 1,053 件
- 2006年 449 件
- 2007年 357 件
- 2008年 1,012 件
- 2009年 206 件

なお、2010年以降のデータはない。

## (2) 制度整備に際しての議論の詳細

本制度は、租税回避スキームの利用に関する規制を強化することを目的として、1997年に租税回避スキームを売却するプロモーターに対して、法人税に係る租税回避スキーム(タックスシェルター)を開示することを義務付けたものである。

また、本制度は計画 12 最終報告書と整合的と考えられているため、現時点で特に改正は予定されていない。

## (3) 金融機関に与える影響

本制度は 1997年に導入されて以来約 20年にわたって適用されている制度であり、金融機関に対して新たな影響を与えるものではないと考えられる。

## 3. 英国

### (1) 制度の概要

#### ① 制度趣旨・目的

「プロモーター及びその使用者による租税回避スキームに関する開示義務 (Disclosure of Tax Avoidance Scheme)」、「(「DOTAS」)」が BEPS で議論されるより以前から英国に存在している<sup>64</sup>。

この制度は、一定の租税回避スキーム(以下、「アレンジメント」)の開発者又はそのアレンジメントを売却する者(プロモーター)及びその利用者に対し、そのスキームを税務当局に開示することを義務付けるものである。税務上の便益を享受でき、その取引を行う主たる目的がその税務上の便益を享受することであり、かつ、DOTAS にあてはまる一定の基準のいずれかに該当するものが、ここでいうアレンジメントである。

税制上有利に取り扱われることを主たる目的とし、また、一定の特質(hallmarks)を有する取り決めが、ここでいうアレンジメントとして取り扱われる。

DOTAS は、アレンジメントの利用者について早い段階で税務当局が把握するために設けられており、2004年の導入当初は所得税、キャピタルゲイン税、法人税等の一定の税目に限り適用されていたが、印紙土地税(Stamp Duty Land Tax)、相続税等まで適用範囲が拡大されている。定期的に制度のアップデート、適用範囲の拡張がされている。

なお、DOTAS の他、英国には間接税について 2 つの開示義務が存在している。

---

<sup>64</sup> Part 7 of Finance Act 2004

1つ目は、VADRと呼ばれる、VATのみに適用されるもので、特定の要件を満たす2018年1月1日以前に締結された契約に適用される。この制度は、"listed scheme" 又は"hallmarked scheme"が存在している場合において、異なる代替手法と比してVAT上有利な点があるとされるときに適用される。

2つ目は、VATと間接税の両方に適用され、**The Disclosure of Tax Avoidance Schemes: VAT and other indirect taxes** (「DASVOIT」)と称される。この制度は2018年1月1日に発効し、当該発効日以降に用いられるアレンジメントに対して適用される。この制度は、実施済みのアレンジメントであるか否かに関わらず適用され、以下の要件に該当するアレンジメントについて通知が必要とされる。

- ある者が税の優遇を得られるまたは得られる見込であること
- 主な、又は主な目的の一つが税の優遇であること
- そのアレンジメントが、「hallmarks」とされる記載に1つ以上当てはまること

## ② 開示義務者(プロモーター、納税者・使用者のいずれか)

原則として、プロモーターに対して開示が義務付けられている。プロモーターとは、アレンジメントを作った者又はアレンジメントを売却した者である。

企業内の税務部門又は非居住者がアレンジメントを作成した場合は、そのアレンジメントの利用者に開示責任が転嫁される。中小企業の企業内税務部門が作成した場合は開示義務を免除する制度が設けられている。

## ③ 開示時期

プロモーターは、下記のうちいずれか早い日から5日以内に開示しなければならない。

- (ア) 実質完成しているアレンジメントについて潜在的購入者に販売のためコンタクトをとった日
- (イ) プロモーターによって顧客がアレンジメントを利用できるようになった日
- (ウ) アレンジメントが実行された日

アレンジメントの利用者に開示義務が転嫁された場合は、アレンジメントを開始した日から、プロモーターが非居住者の場合は5日以内に、そのスキームがグループ組織内で考案された(つまり、プロモーターがいない)場合は30日以内に開示しなければならない。

四半期ごとに、租税回避スキームの開示義務のあるアレンジメントを実行した顧客の詳細をプロモーターは電子申告しなければならない。顧客はSRNとともにアレンジメントを利用しているということを税務当局に申告しなければならない。アレンジメントのタイプによって、税務申告書に含めるか別の規定の書式にて申告するか異なる。

#### ④ 開示内容

税務上の便益に係る法令等の情報を含む以下の情報を開示しなければならない。

- (ア) プロモーターの名前、住所
- (イ) DOTAS の内、開示義務に至った個所
- (ウ) アレンジメントの概要と可能であればその名称
- (エ) 税務上の便益を享受できるアレンジメントの各要素の説明(どのようにアレンジメントが構成されているかを含む)

税務当局は開示されたアレンジメントに対し、アレンジメントの内容及びそのプロモーター毎に固有の番号 (SRN) を付与する。プロモーターは、アレンジメントを利用している顧客に規定の書式にて SRN を提供しなければならない。

#### ⑤ 実効性確保のために税務当局に与えられる調査権限等

税務当局内における Counter Avoidance Group が監督している。

#### ⑥ 遵守/不遵守の場合の納税者におけるベネフィット/ペナルティ

プロモーターは、アレンジメントを開示しなかった又は開示を適時に行わなかった場合 100 万ポンドを上限としてペナルティが科される。

また、以下の場合も上記ペナルティの対象となる。

- a. プロモーターがアレンジメント使用者に SRN を提供しなかった場合(プロモーターのペナルティ)
- b. プロモーターの四半期ごとの申告が正しくなかった場合(プロモーターのペナルティ)  
税務当局に対してアレンジメント使用者がアレンジメントを使用していることを開示しなかった場合(使用者のペナルティ)

#### ⑦ 制度の利用状況及び効果

租税回避スキームの開示状況に関する 2004 年 8 月から 2014 年 9 月 30 日の間の統計として、「Tax avoidance disclosure statistics for the period 1 August 2004 to 30 September 2014」が英国政府から出されている<sup>65</sup>。

英監査局 (National Audit Office) が、Tax Avoidance: tackling marketed avoidance schemes というレポート

<sup>65</sup> <https://www.gov.uk/government/statistics/tax-avoidance-and-disclosure-statistics>

ートで DOTAS の有効性を評価しているが、このレポートは売買されている租税回避スキームに焦点を当てており、DOTAS はもっと広範囲であり、売買されていなくても要件を満たしたスキームも開示の対象としている。

## (2) 制度整備に際しての議論の詳細

義務的開示に関連し、欧州委員会は、EU 加盟国が含まれるクロスボーダーの取り決めに関して、仲介業者と納税者が税務当局へ税務上の取り決めを義務的に開示することを提案している。加盟国は、自動情報交換を通じてこれらを共有することが要請されている。

ただし、現時点においては、Brexit の結果を受けて英国がこの規定を適用するかどうかについては明らかではない。

## (3) 金融機関に与える影響

上記の開示義務に加えて、英国で銀行業を営む者(英国における恒久的施設を含む)は、2009 年に導入された「Code of Practice on Taxation for Bank」(以下、「実務指針」)に署名が可能である。

実務指針は、銀行が議会の意向を理解し、遵守した上で、税法の精神と条文に従うことを求めている。したがって、実務指針に署名する銀行は、議会の意図に反する結果をもたらすことを目的としたタックスプランニングの実行は認められず、タックスプランニングは真正な事業活動を支援するものでなければならなくなる。実務指針はまた、銀行が他の当事者に対し促進するアレンジメントは、その税務上の影響が議会の意図に反するものではないと、当該銀行が合理的に信じられるものでない限り、他の当事者へ販売できないと定めている。

なおプロモーターが銀行グループの一部であり、スキームが実務指針に基づきおいて許容できる(またはその見込である)と認められる場合には、DOTAS においてスキームを開示する必要はないものとされている<sup>66</sup>。

---

<sup>66</sup> The Code of Practice on Taxation for Banks – consolidated guidance 7.24  
<https://www.gov.uk/government/publications/the-code-of-practice-on-taxation-for-banks-consolidated-guidance>

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2018 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、**PwC**とは、**PwC 税理士法人**、または、**プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル** リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。